

芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画

～安心と健康を地域が支える福祉のまち～



富士山自然公園

平成27年3月

芳賀町

芳賀町社会福祉協議会

はじめに

現在わが国では、本格的な人口減少社会が到来し、急速に高齢化が進展しており、社会保障費の増大や出生率低下による労働人口の減少、消費者の減少、そして中小企業の業績悪化による税収の減少など、経済成長の構造的停滞が懸念されています。

本町もその影響を大きく受けており、これらへの対策を怠れば、財政悪化や産業の衰退などを生じる可能性があるため、町は迅速かつ積極的な対策を取る必要があります。



また、町民の皆様が「芳賀町に住んでよかった」と思えるようなまちづくりが望まれています。平成23年3月に発生した東日本大震災を経験し、高齢者や生活弱者と言われる方の災害時の支援体制が課題として明確になり、平常時からの地域のつながり「絆」の重要性が浮き彫りになりました。町民の皆様のつながりや地域の活動は重要性を増しておりますが、残念ながら負担に感じる方も多いようで、敬遠されがちになっています。

これらの課題を解決するため、住みよいまちづくりを真剣に考える方々と活発な議論を重ね、町民の皆様のご意見を反映した「芳賀町地域福祉計画」を策定しました。

町の振興計画に掲げる、障がい者も高齢者もみんなが住みやすくなる「安心と健康を地域が支える福祉のまち」は、健康づくり、福祉の充実、子育て支援、社会保障の維持を目的として施策を展開しています。

本計画でも「安心と健康を地域が支える福祉のまち」を基本理念とし、その実現のため、

- ・誰でも生活や福祉などの情報を平等に入手できる福祉環境づくり
- ・誰もが地域活動に参加し助け合える地域づくり
- ・福祉の担い手を育む人づくり
- ・子どもの遊び場や集まりやすい交流の場を創出する仕掛けづくり

の4つを基本目標に設定しました。

本計画の策定にあたり、一番のビジネスパートナーである社会福祉協議会と連携し、「地域福祉活動計画」を策定できたことは、基本概念が共有され、より実効性のある計画となり、住みよいまちづくりが実現することを期待できるものと思います。

最後に、本計画の策定にあたり、住民アンケートに協力いただいた皆様、計画策定委員及び検討部会委員の皆様、社会福祉協議会の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

芳賀町長 豊田 征夫

計画策定にあたって

少子高齢化の進展や自治会・行政区への加入率の低下をはじめ社会構造の枠組が変容している中で、時代の変化に対応した地域福祉が求められています。また、平成 23 年に発生した東日本大震災を契機に「自助」（町民一人ひとりの力）、「共助」（地域住民同士の助け合い）、「公助」（行政の福祉サービス）の協働の大切さが言われ、その中でも「地域の絆・支え合い」の重要性が再認識されました。



芳賀町社会福祉協議会では町の福祉事業を推進する中核機関として、従来から多方面にわたる事業を、町民の皆様、各種事業所・団体の皆様、ボランティアの方々などのご支援・ご協力を得ながら実施してきたところであります。この度、本計画書ができたことにより、今後の進むべき方向と主な取り組みがより明確になりました。この計画書に基づいた施策の充実とスピード感のある実行により、さらなる福祉の向上に努めてまいります。

本計画書の策定にあたり、多くの町民の方々に関わっていただき、住民参加のもとに、町と社会福祉協議会が連携して「地域福祉計画・地域福祉活動計画」として一体のものとしてまとめることができたことは大変意義深いものです。

本計画書は、地区座談会での町民の皆様からのご意見、住民アンケートへの皆様のご協力さらには多くの会合を重ねた策定委員会及び検討部会の皆様のご尽力により短期間で策定することができました。関係者並びに関係機関、町民の皆様に心より御礼を申し上げますとともに、今後より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

芳賀町社会福祉協議会 会長 岩村 誠

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	6
4. 計画の策定体制	7
第2章 芳賀町を取り巻く現況と課題.....	9
1. 芳賀町の概況.....	10
2. 地域福祉を取り巻く現状.....	11
3. 地域福祉の姿と推進上の課題	24
4. 福祉サービスのニーズや課題	26
第3章 計画の基本理念と基本目標	37
1. 計画の基本理念	38
2. 計画の基本目標	39
3. 施策の体系	40
第4章 地域福祉の推進施策と活動	41
1. 福祉環境づくり	42
2. 地域づくり	51
3. 人づくり	55
4. 仕掛けづくり	61
第5章 計画の推進に向けて	65
1. 計画の推進体制	66
2. 計画の進捗管理・評価	67
第6章 資料編.....	69

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、社会経済情勢の変化や人口減少に伴う超高齢社会が到来し、生活状況や人々の価値観も多様化しています。それに伴い、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的な繋がりが希薄化するなど、地域社会は変容しています。このため、高齢者や子ども、障がい者など生活支援を要する人々は、いっそう厳しい状況に置かれています。更に、生活上の不安やストレスの増大から、自殺や虐待、ひきこもり、権利侵害など地域における福祉の課題は多様化・複雑化し、公共サービスだけではそのニーズに対応することが困難になってきています。

このような中、福祉行政の役割は極めて重要となり、加えて地域住民の自主的な助け合いなどの意義も大きくなってきています。とりわけ、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、これまで以上に地域における人のつながりや絆の重要性が再認識され、地域力の向上と安全・安心な地域社会の実現が、より一層望まれるようになってきています。

平成 12 年の社会福祉法において、「地域福祉の推進」が第 4 条に規定され、更に第 107 条では市町村で地域福祉計画を策定することが法的に位置づけられました。

このような背景から、芳賀町では子ども、高齢者、障がいのある人など誰もが、住み慣れた地域で健康で安全・安心に暮らし続けていけるよう、町の地域福祉を推進するための指標となる「芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定するものです。

(2) 地域福祉計画とは

地域福祉とは、年齢や障がいの有無に関わらず個人が人として尊厳を持って家庭や地域の中で、その人らしい安心した生活が送れるよう、行政、地域、団体などが協力して「支え合うしくみ」のことを言います。

先の東日本大震災の経験からも、公の救助や支援はもちろんのこと、公の救助が届く前の近所や地域の人々の心配りや支援の重要性、更に通常時からの地域のつながりや絆をつくっておくことの必要性を多くの人々が感じたこととされます。行政の福祉サービス（公助）とともに、町民一人ひとりの力（自助）や、地域住民同士の助け合い（共助）がうまく機能し連動することが、様々な生活課題に取り組む基礎となります。

地域福祉計画は、これらの取り組みを推進し、「ともに生きる社会」、「住みよい地域」をつくるための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。

(3) 地域福祉活動計画とは

地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉の推進をしていくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

2. 計画の位置づけ

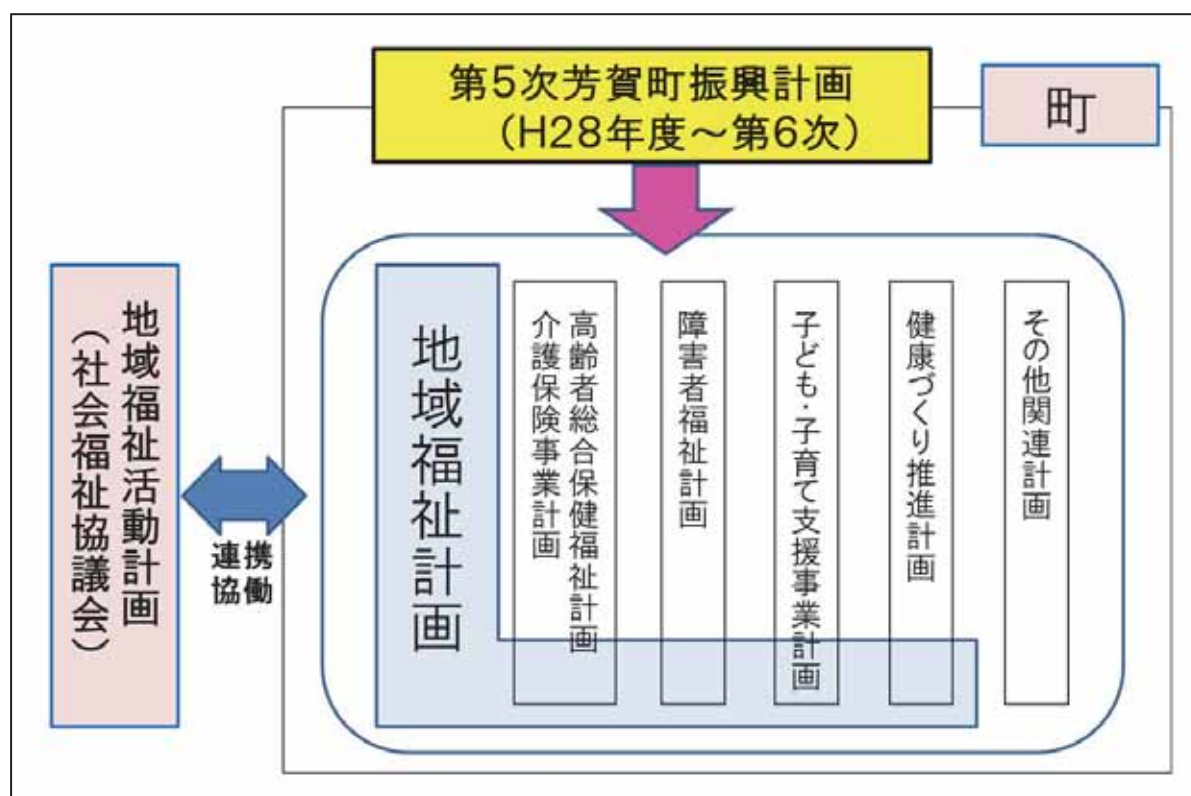
本計画における「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。また、第5次芳賀町振興計画後期計画の保健医療福祉分野「地域福祉の充実」を推進するための計画となります。

更に、対象者別の福祉分野の計画である「高齢者総合保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり推進計画」と整合及び連携を図りながら、地域福祉を総合的に推進するための計画として策定しています。

また、本計画における「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に規定された社会福祉協議会が地域福祉を実践するための計画となります。

本町においては、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の目的が、地域福祉の推進と同一であり、互いに補完・補強し合う関係が望まれることから、内容の共有など、一体となって地域福祉を推進する必要があります。そこで、同一の策定委員会・検討部会において協議を行い、一体的な計画として「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

図1 他計画との関係（イメージ図）



社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画とします。また、計画の進行管理を行い、必要に応じて内容の見直しを行います。

表1 本計画及び他計画の期間

計画名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
町振興計画	第5次(後期)		第6次(前期)				第6次(中期)	
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		評価	評価	評価	評価			
高齢者総合保健福祉計 画・介護保険事業計画	第5期	第6期						
次世代育成支援行動計画	後期	子ども・子育て支援事業計画						
障害者福祉計画	第3期	第4期						
健康づくり推進計画								

4. 計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、公民共同による計画策定が重要であるため、町と地域福祉の推進役である町社会福祉協議会が連携して策定作業を進めました。

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の一体的な策定、また地域福祉に関わる様々な分野からの意見を計画に反映するため、「芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」及び「検討部会」を設置しました。

(1) 策定委員会

策定委員会は、町、学識経験者、福祉関係事業者、町民団体などの代表者17名で構成されています。検討部会の協議結果や住民アンケートの結果などに基づき、町の現状に則した計画となるよう協議を行いました。

(2) 検討部会

検討部会は、町、ボランティア団体や保護者などの代表者、公募委員を含む41名で構成され、「安全・安心」「障がい者」「高齢者」「子育て」の4つの部会に分かれて地域福祉に関する課題について検討を行い、計画素案の策定・検討を行いました。

(3) 地域福祉に関する町民意識調査の実施

① 町民アンケートの実施

地域福祉に関する町民の意識や要望・意見などを把握し、計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、地域福祉に関する町民アンケートを実施しました。

表2 町民アンケートの実施方法

調査対象	(一般)20歳以上の方無作為抽出1000人 (中学生)芳賀中学校3年生
実施方法	(一般)郵送による配布・回収 (中学生)学校で配布・回収
実施期間	平成26年6月9日(月)～25日(水)
結果	(一般)回収数448、回収率44.8% (中学生)回収数142、回収率100%

② 地区座談会での要望調査

大字ごとに実施されている地区座談会の中で、地域福祉に関する要望・意見を伺いました。

③ 社会福祉協議会関連団体からの意見

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、社会福祉協議会で関係団体の代表者による意見聴取会を開催し、福祉関係者としての意見をいただきました。

④ パブリック・コメントの実施

芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について、広く町民から意見を求めるため、パブリック・コメントを実施しました。

第2章 芳賀町を取り巻く現況と課題

1. 芳賀町の概況

芳賀町は、栃木県の南東部に位置する、総面積 70.23 平方キロメートルの町で、西側は宇都宮市に隣接しています。東側は市貝町、そして南側は真岡市、北側は塩谷郡高根沢町に接しています。

地形は、東部はなだらかな丘陵で形成されており、その西側に稲毛田台地、祖母井台地があります。中央部は五行川と野元川沿いに低地が広がり、西部には河岸段丘により形成された台地があります。

道路は、国道 123 号と主要地方道宇都宮茂木線のバイパスが横断しており、JR 宇都宮駅や北関東自動車道へのアクセスが良好となっています。

図2 芳賀町の概況



2. 地域福祉を取り巻く現状

(1) 地域福祉の担い手

① 芳賀町社会福祉協議会

● 目的

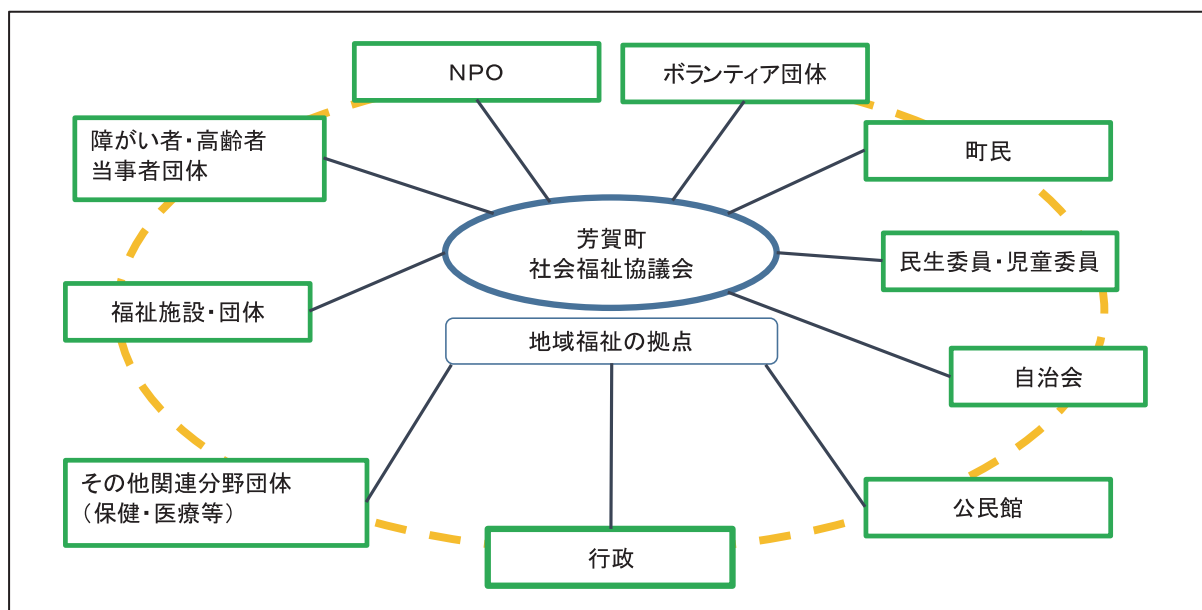
社会福祉法第 109 条に規定された「地域福祉の推進を図ること」を目的に、芳賀町の地域福祉の拠点として地域住民を中心に、行政・福祉関係機関と連携・協力し、活動していく団体です。

地域福祉の推進を図るために、地域住民を主役として、ボランティア団体や高齢者や障がいのある方などの活動支援をはじめ、福祉の総合相談、情報提供、教育など、地域に密着した活動を行っています。

● 社会福祉協議会の事業

<p>i) 地域福祉のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ボランティア団体活動支援・心配ごと相談所の運営・日常生活自立支援事業・ふれあい運動会の開催・広報誌の発行	<p>ii) 地域福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者への食事サービス・高齢者招待事業・手押し車購入助成・歳末おせち料理の配布・寝たきり高齢者への見舞品贈呈・福祉機器・車輛の貸出・学童保育事業・生活福祉資金等貸付事業・老人クラブ、障がい者、ひとり親家庭の団体などの支援
<p>iii) その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none">・共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい）運動・助成事業・日本赤十字社への活動支援	<p>iv) 介護保険事業</p> <ul style="list-style-type: none">・訪問介護（ホームヘルプ）事業・居宅介護支援（ケアマネジャー）事業・障がい福祉サービス相談支援事業

図3 関係機関・団体



② 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域福祉の向上のために厚生労働大臣から委嘱されており、社会奉仕の精神を大切にし、住民の立場で相談に応じ、尊厳を持ってその人らしい生き方ができるよう支援活動を行っています。

それぞれ担当地区が決められており、その地区ごとにひとり暮らし高齢者の訪問活動や福祉サービスの情報提供などの活動を通して住民生活を支援する一方、行政機関の業務に協力するなどの活動を行っています。

表3 民生委員・児童委員数（平成26年12月現在）

地区	人数
祖母井地区	12人
南高地区	10人
水橋地区	10人
児童委員	2人

③ 自治会連合会

町内には14自治会があり、それぞれに自治会長がいます。そして、町全体として自治会連合会が組織されています。

④ 地域公民館連絡協議会

町には、104 館の公民館があり、公民館ごとに独自の地域活動を行っています。

⑤ ボランティア団体

社会福祉協議会では、ボランティアとして活動する団体の登録をしています。

表4 ボランティア登録者数の推移（各年4月1日現在）

年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
団体	6	6	6	6	6
人数	1 4 6	1 5 9	1 3 2	1 2 5	1 2 7

○ボランティア団体名

- ・調理ボランティア
- ・配食ボランティア
- ・運転ボランティア
- ・芳賀赤十字奉仕団
- ・あじさいの会
- ・お話し相手ボランティア

⑥ NPO 法人

芳賀町に事務所を有する NPO 法人は、平成 26 年 8 月 31 日現在で 5 法人あり、保健・医療・福祉・社会教育・子どもの健全育成などの分野で活動をしています。

○NPO 法人名

- ・ロマンいちば
- ・はがの里
- ・あっと・ほーむ
- ・栃木子ども未来塾
- ・フォスタープログラム国際基金

⑦ 福祉施設

表5 町内の福祉施設（平成26年11月現在）

施設分類		施設数
社会福祉協議会		1
高齢者福祉施設		6
障がい者福祉施設		7
児童福祉施設	保育園	4
	幼稚園	1
	放課後児童クラブ	3

○社会福祉施設名

◆社会福祉協議会

- ・芳賀町社会福祉協議会

◆高齢者福祉施設

- ・みささかん（小規模多機能施設、グループホーム）
- ・而今荘（特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ）
- ・はがの杜（特別養護老人ホーム、ショートステイ）
- ・JAはが野デイサービスセンターすこやか南高（デイサービス）
- ・芳賀ケアセンターそよ風（デイサービス、ショートステイ）
- ・はが介護サービス（デイサービス、ショートステイ）

◆障がい者福祉施設

- ・けやき作業所（生活介護、就労継続支援（B型））
- ・けやきハイツ（グループホーム）
- ・はるか（グループホーム）
- ・ホーム秋桜（グループホーム）
- ・コーポ峰（グループホーム）
- ・ホームひまわり（グループホーム）
- ・地域活動支援センター「ほっとCHA」（地域活動支援センター）

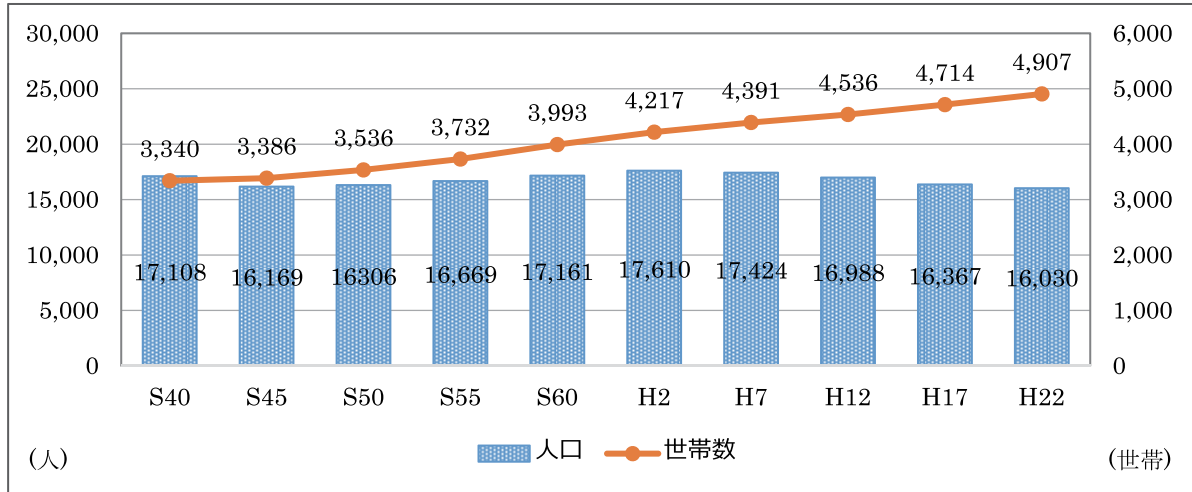
◆児童福祉施設

- ・祖母井保育園
- ・南高根沢ひばり保育園
- ・みずはし保育園
- ・第3ミドリ保育園
- ・のぶ幼稚園
- ・なかよしクラブ（学童保育）
- ・おひさまクラブ（学童保育）
- ・あおぞらクラブ（学童保育）

(2) 人口及び年齢区分別人口の推移

平成 22 年度の国勢調査による本町の人口は、16,030 人で平成 2 年をピークに減少していますが、世帯数については、年々増加しています。

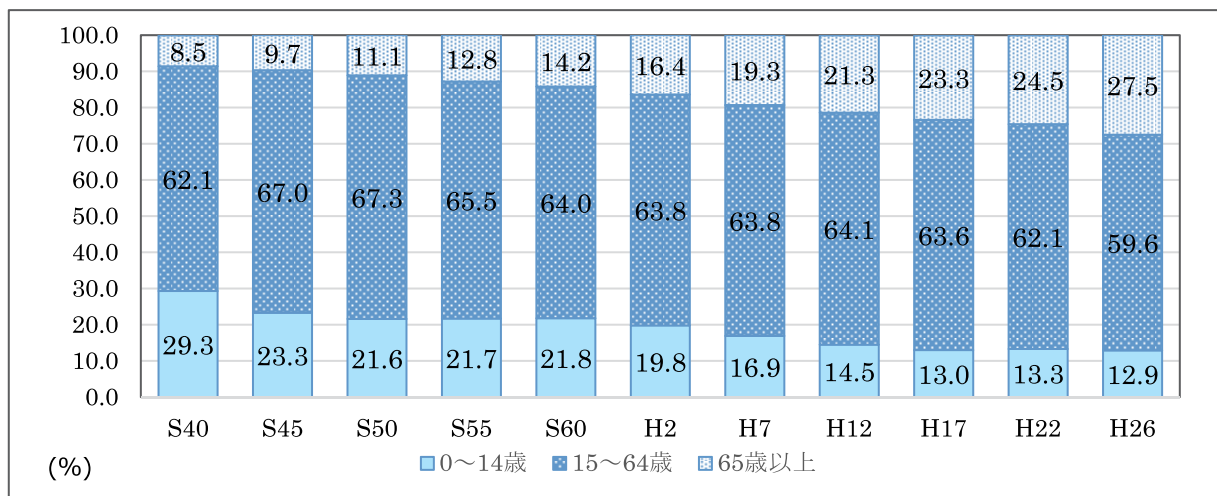
図 4 人口と世帯数の推移(各年 10月1日現在)



■ 出典：国勢調査

年齢 3 区分別人口の推移を見ると、徐々に 65 歳以上の高齢者人口が増加しており、平成 7 年には、高齢者の人口が 14 歳以下の年少人口を超え、少子高齢化が進んでいることを示しています。

図 5 年齢 3 区分別人口割合の推移(各年 10月1日現在)



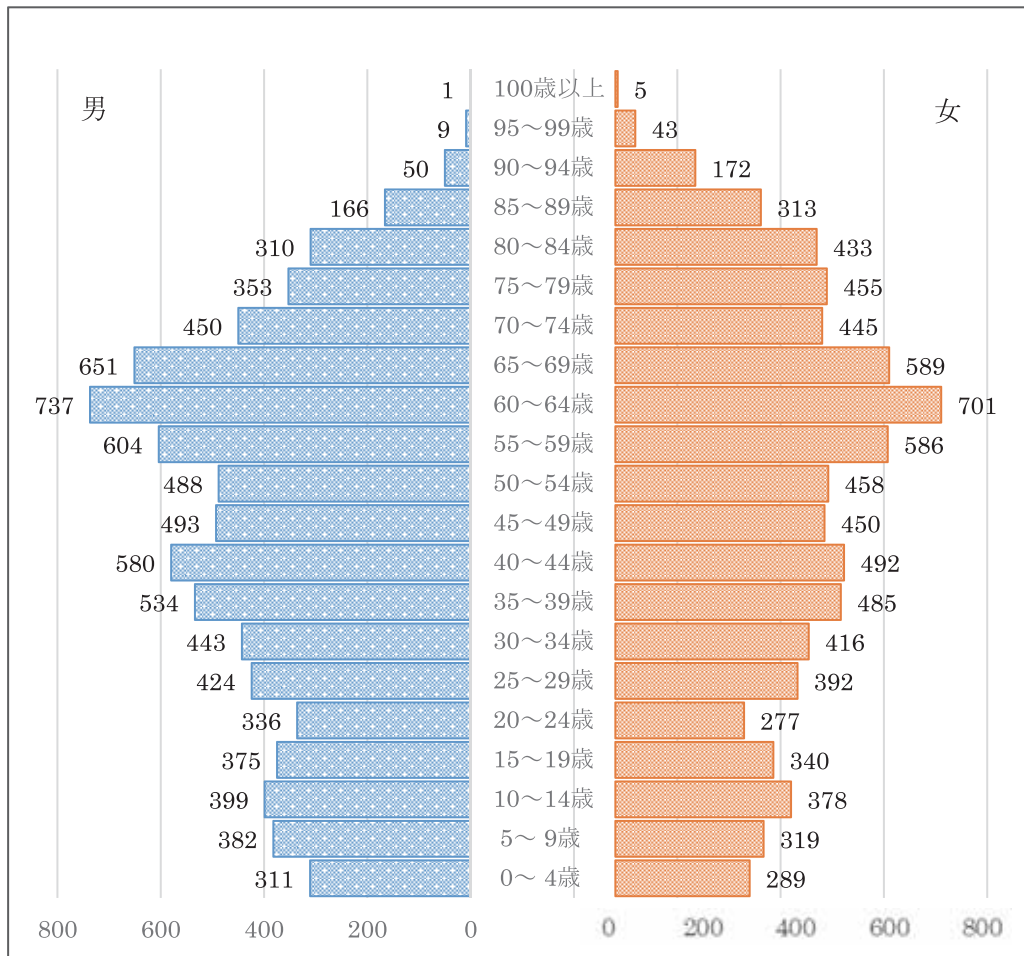
■ 出典：国勢調査、住民基本台帳(H26年)

(3) 人口ピラミッド

芳賀町の人口ピラミッドを見てみると、少子高齢化社会を表すつぼ型に近い形になっています。

年代別では、60～64歳の人口が最も多く、次いで65～69歳、55～59歳となっており、今後10年間で高齢者人口が増大する状況が予想されます。また、20～24歳の人口は前後の年代と比較して少なく、進学などで町を離れる人が多いことが読み取れます。

図6 人口ピラミッド(平成26年9月30日現在)

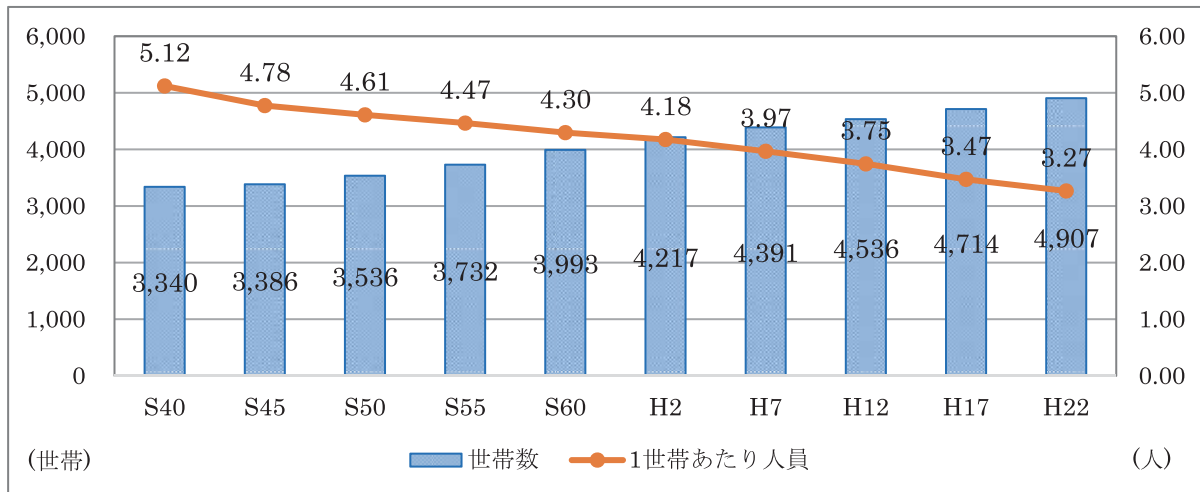


■ 出典：住民基本台帳

(4) 世帯数・世帯人員の状況

平成 22 年度の国勢調査による総世帯数は 4,907 世帯で、1 世帯あたりの世帯人員は 3.27 人となりました。世帯数の増加に伴って世帯人員が減少する傾向が続いています。

図 7 平均世帯人員の推移（各年 10 月 1 日現在）



■ 出典：国勢調査

世帯の家族類別構成をみると、平成 22 年の国勢調査では、「核家族世帯」が 2,569 世帯で、一般世帯数の 52.4% を占めています。次いで、「核家族以外の親族のみの世帯」が 1,560 世帯で 31.8% を占めています。

核家族世帯の内訳は、「夫婦と子ども」が 1,404 世帯で最も多く、次いで「夫婦のみ」の世帯が 760 世帯、「男親と子ども」と「女親と子ども」を合わせたひとり親世帯は核家族世帯の 15.8% を占めています。

表 6 世帯家族類型別一般世帯数の状況(平成 22 年 10 月 1 日現在)

総世帯数	一般世帯数	親族のみの世帯						非親族を含む世帯	単独世帯	(再掲) 3 世代世帯
		核家族世帯					核家族以外の世帯			
		計	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども				
4,907	4,904	2,569	760	1,404	77	328	1,560	34	741	1,196

■ 出典：国勢調査

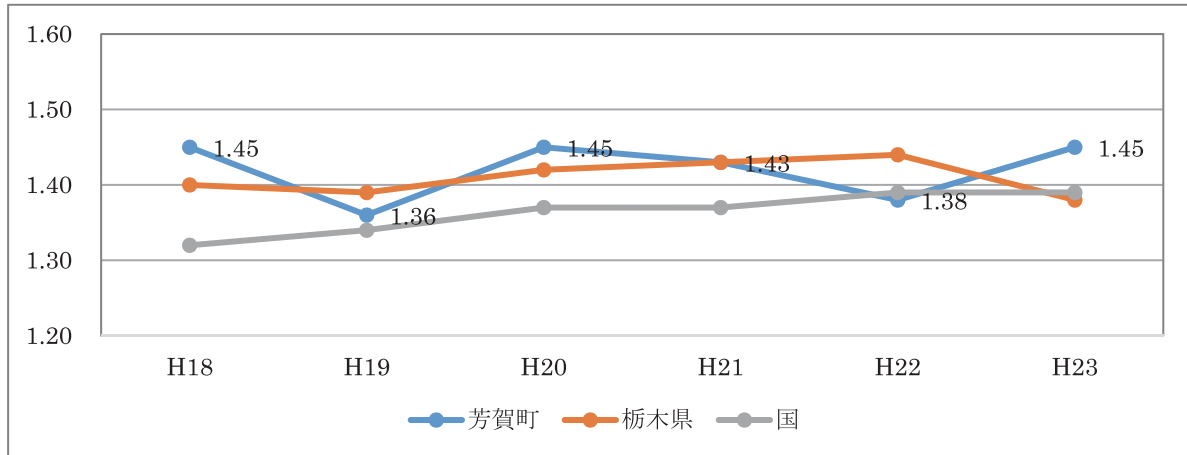
(5) 子どもの状況

① 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、おおむね国及び栃木県よりも高い水準で推移し、平成 23 年における合計特殊出生率は 1.45 となっています。

しかしながら、人口を維持するのに必要と言われている 2.08 を大きく下回っています。

図 8 合計特殊出生率の推移

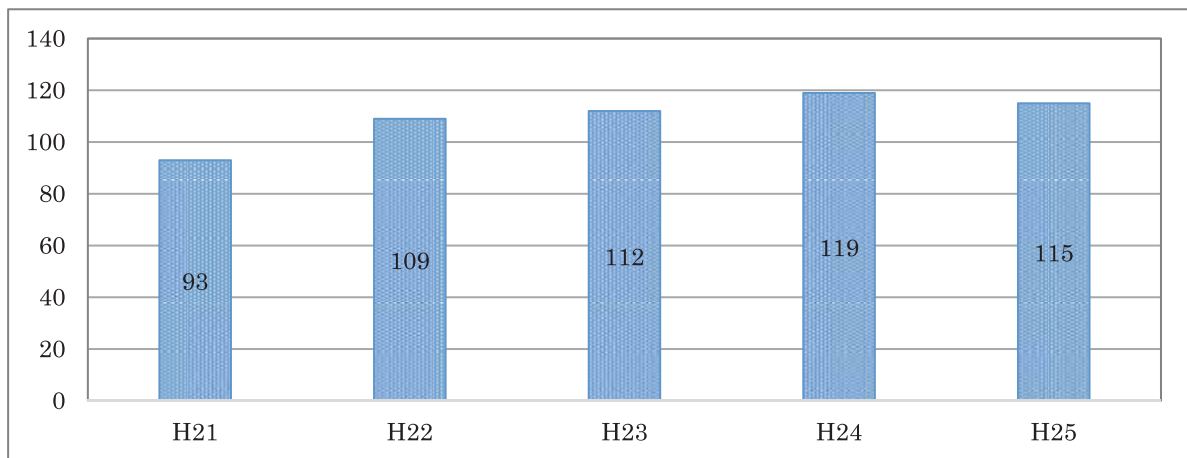


■出典：栃木県保険統計年報

② 児童扶養手当(注1)受給世帯の推移

児童扶養手当の受給者数は、平成 24 年まで増加傾向にありましたが、平成 25 年度の受給者数は減少し、115 人となっています。

図 9 児童扶養手当(注1)受給者数の推移(各年12月31日現在)



■出典：栃木県保険統計年報・町健康福祉課

(注1) 児童扶養手当とは

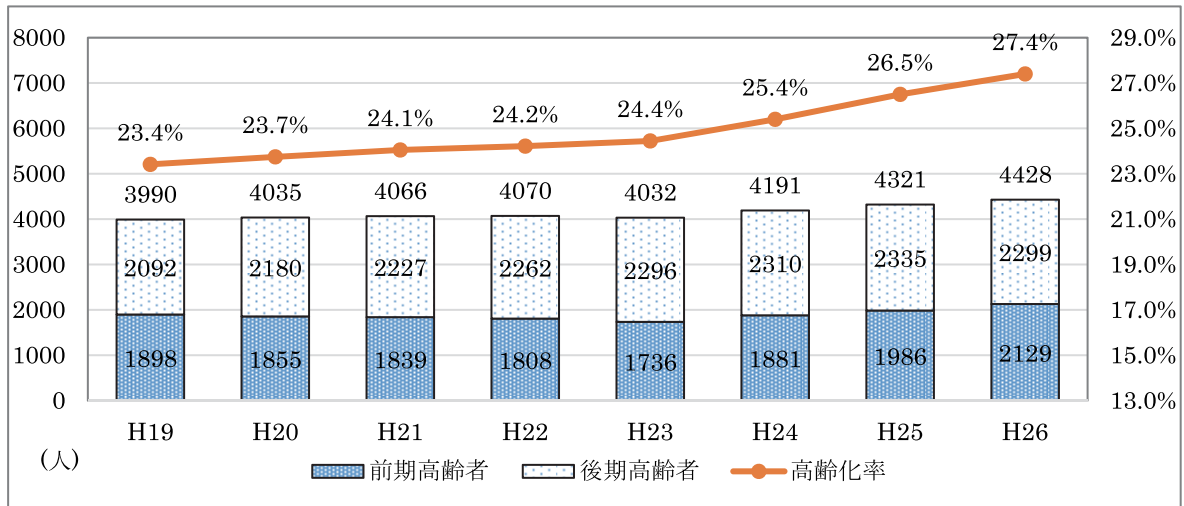
父母の離婚、父又は母の死亡などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母が重度の障害の状態にある児童を育成する家庭の、生活の安定と自立を促進するため、支給要件に該当する児童の養育者に支給される手当。(所得制限などあり)

(6) 高齢者の状況

① 高齢者人口と構成比

高齢者人口は、増加傾向が続いており、平成 26 年 10 月 1 日現在は前期高齢者が 2,129 人、後期高齢者が 2,299 人となっています。高齢化率も近年急速に伸びており、平成 26 年 10 月 1 日現在では、27.4%となっています。

図 10 高齢者人口の推移(各年 10 月 1 日現在)

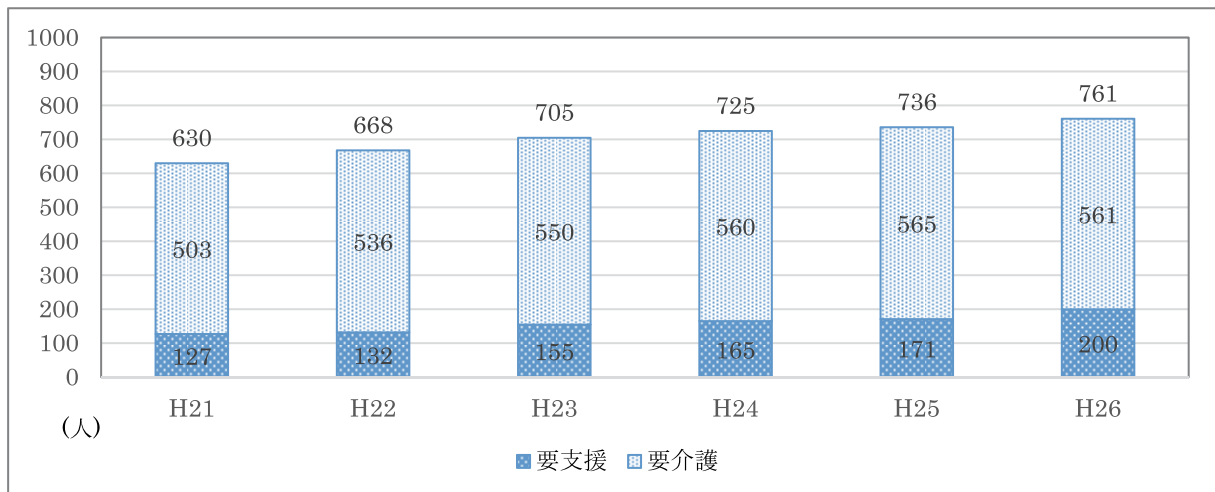


■出典：介護保険事業状況報告

② 介護保険認定者数の推移

介護保険認定者数は、高齢者の増加に伴って増加傾向にあり、平成 26 年現在 761 人となっています。

図 11 介護保険認定者数の推移

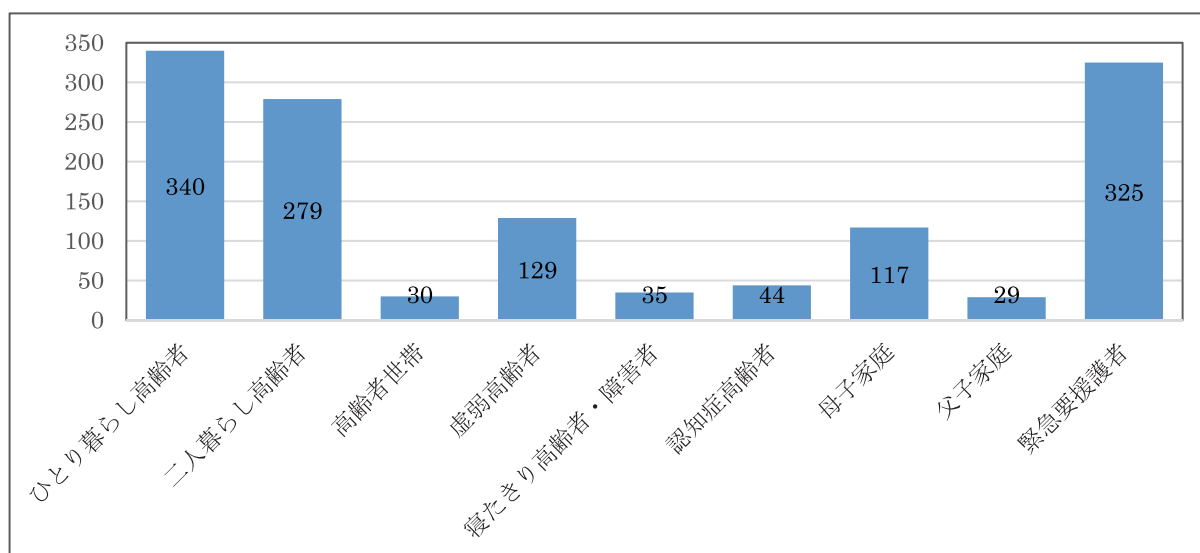


■出典：介護保険事業状況報告

③ 高齢者世帯数

高齢者のみの世帯は平成 26 年 4 月現在 649 世帯となっており、全体の 12.3%に、ひとり暮らし高齢者は 340 世帯で、全体の 6.4%になっています。町全体で核家族化が進んでいるため、今後は高齢者のみの世帯が増加することが考えられます。

図 12 項目別世帯数（平成 26 年 4 月現在）



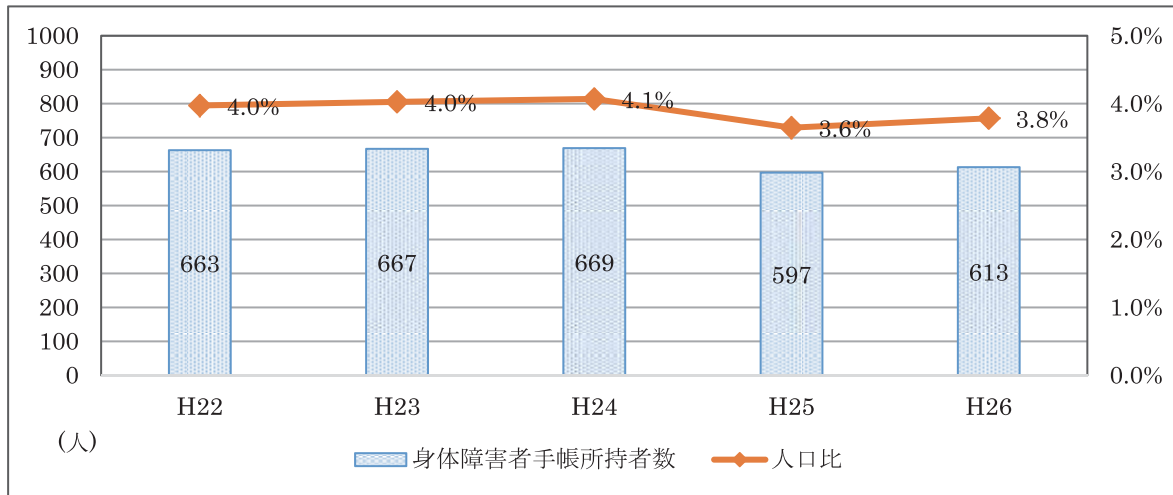
■ 出典：芳賀町社会福祉協議会

(7) 障がい者の状況

① 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、増加傾向にあり、平成 26 年 4 月現在の所持者数は 613 人で人口比 3.8%となっています。

図 13 身体障害者手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）



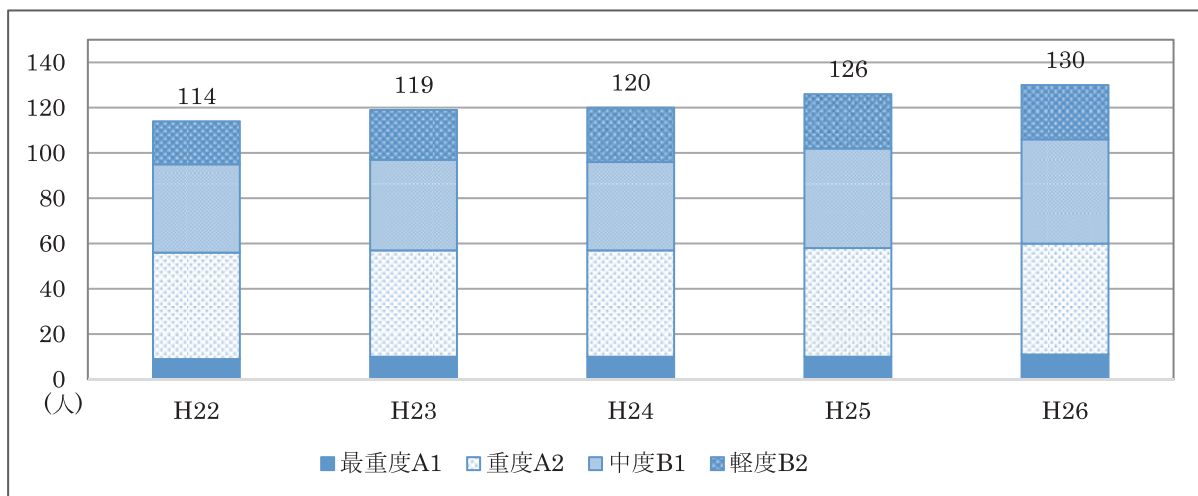
■ 出典：とちぎリハビリテーションセンター

※H25 の大幅な減は、台帳の整理により、実際の所持者数に近づけたことによるもの

② 知的障がい者

療育手帳所持者数は、平成 22 年から増加傾向にあり、平成 26 年 4 月現在 130 人となっています。

図 14 療育手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

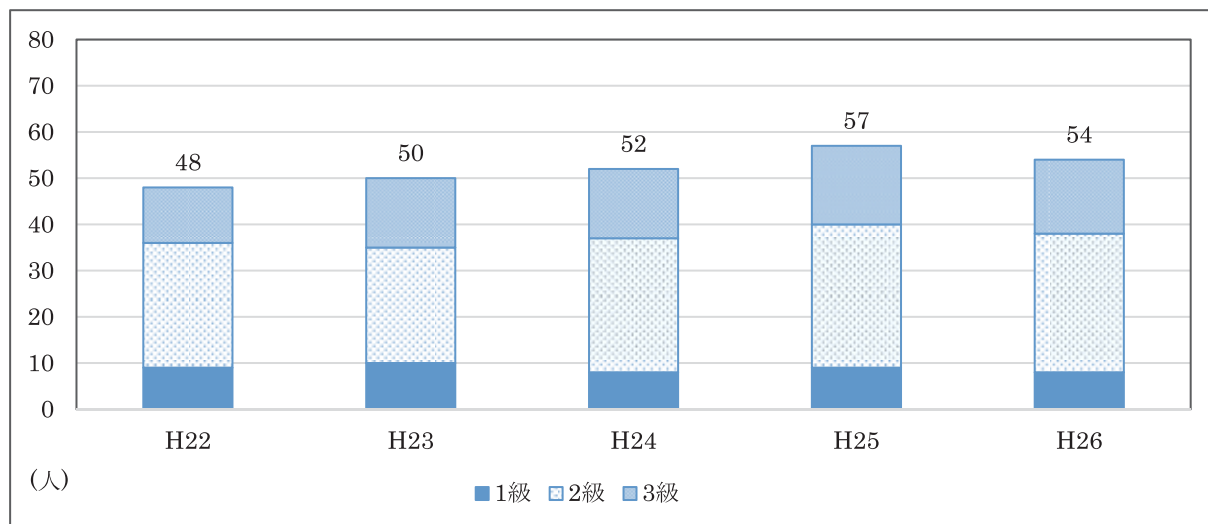


■ 出典：とちぎリハビリテーションセンター

③ 精神障がい者

精神保健福祉手帳の所持者数は、平成 25 年度まで増加傾向にありましたが、平成 26 年度は減少し、4 月 1 日現在 54 人となっています。

図 15 精神保健福祉手帳所持者数の推移（各年 4 月 1 日現在）

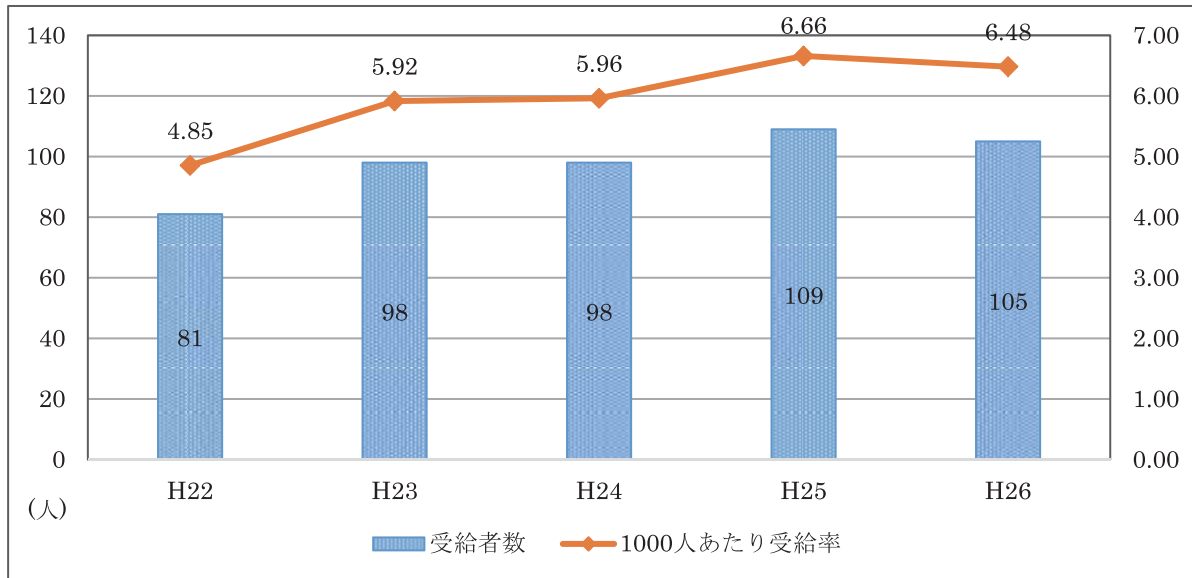


■ 出典：県東健康福祉センター

(8) 生活保護の状況

生活保護の受給者数は、平成 26 年 3 月 31 日現在 105 人で、1000 人あたり受給者数は 6.48 人となっています。

図 16 生活保護受給者数と 1000 人あたり受給率(各年 3 月 31 日現在)



■ 出典：芳賀福祉事務所

3. 地域福祉の姿と推進上の課題

(1) 高齢者をめぐる課題

全国的に少子高齢化が進行する中、本町においても高齢者の人口は増加し、高齢化率も伸び続け、平成 26 年度は 27.4%になりました。また、平成 27 年には人口規模の最も大きい団塊の世代（昭和 22 年～24 年生まれ）が高齢期を迎え、かつて経験したことのない超高齢化社会が到来します。更に、高齢者数の増加とともに核家族化も進行しており、社会福祉協議会の調査によると、高齢者世帯（高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯）は、平成 26 年度は 649 世帯で全体の 12.3%となり、地域において支援が必要な高齢者のさらなる増加が見込まれます。

こうした中、介護予防の推進や介護保険サービスの基盤充実とともに、高齢者世帯の見守り体制の確立が重要となります。

(2) 障がいのある人をめぐる課題

芳賀町における障がい者の人数は、横ばい傾向ですが、地域において障がい者が社会参加する機会の確保など、地域で共生社会を実現していくことや、障がいのある人を個人として尊重する社会のあり方が、より強く求められるようになっていきます。

その実現のために、相談しやすい体制の構築と、その人それぞれに合った支援ができるよう、支援人材の育成と活動システムが必要となります。

(3) 子どもをめぐる課題

少子化や核家族化の進行に伴い、子どもと子育てを取り巻く状況、家庭や地域における人間関係、生活様式の形態などが大きく変化し、子育てに対する負担感や不安感の増大、子育て家庭の孤立が深刻化し、虐待という成長発達に関わる悲惨な事態も増えてきました。

思春期から、生命尊重や家庭のあり方などの教育とともに、早期からの母子支援体制を構築することが重要になります。

また、子育て支援体制の充実を図り、世代間交流など地域住民同士の交流を促し、住民一人ひとりが地域全体で子どもを育てる意識を持ち、子育てに関わっていくことが大切です。

(4) 生活困窮者をめぐる課題

近年、貧困、障がい、疾病、非行・犯罪、失業、家族間の問題など複合的な課題を持った生活困窮者への支援が課題となっています。

また、低所得者世帯や生活習慣の不確定家庭での子育ては、同様の課題を次世代に継承しやすくなり、基本マナーの不足や学習意欲の低下などを招き、自立した社会人への成長を阻害することになります。

このような複合的な課題を解決するため、分野ごとの相談支援体制だけでなく、複数の者がチームを組み、包括的・一元的に適切な支援を行い、困窮状態からの早期脱却を図ることが重要です。

(5) 災害時の対策について

東日本大震災の被災から、生活弱者と言われる方々の把握と情報提供体制についての課題が明確になりました。通常時から顔の見える地域づくりを促し、災害時には早期に安全確保と生活支援体制がとれるようにすることが重要です。

しかし、自治会加入率は72%とわずかずつ減少している現在、自治会活動の工夫や必要性の理解を深め、助け合いの心を育み、地域力向上を図ることも大切な取り組みとなっています。

4. 福祉サービスのニーズや課題

(1) アンケート調査結果

地域福祉に関する町民の意識や要望・意見などを把握するために、地域福祉に関する町民アンケートを実施しました。

調査対象 (一般) 20歳以上の方無作為抽出1000人 (中学生) 芳賀中学校3年生

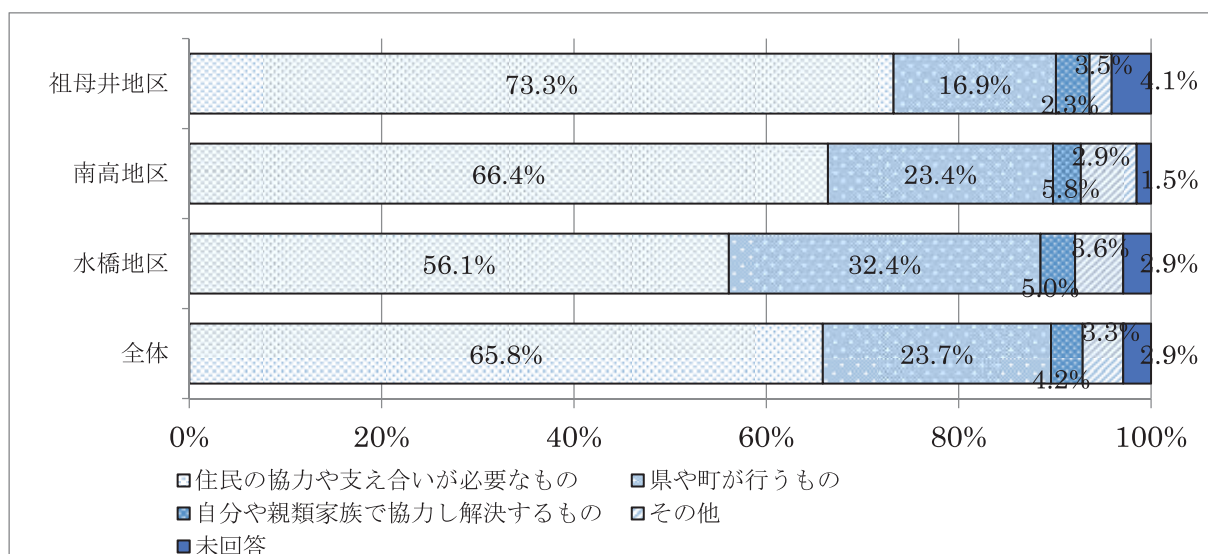
実施期間 平成26年6月9日(月)～25日(水)

結果 (一般)回収数448、回収率44.8% (中学生)回収数142、回収率100%

① 福祉のあり方について

福祉のあり方について地区別に見ると、3地区とも「住民の協力や支え合いが必要なもの」と答えた割合が最も高くなっています。しかし、福祉は「県や町が行うもの」と答えた割合を地区別に比較すると、祖母井地区が16.9%、次いで南高地区23.4%、最も高かったのが水橋地区の32.4%となっており、地域によって福祉に対する考え方が異なる状況が見られます。

図17 福祉のあり方



② 地域への思いについて

地域への思いについては「住んでいる地域は好き」または「少し好き」と答えた割合が88.0%となり、「将来も芳賀町へ住みたいと思う」または「少し思う」と答えた割合も85.7%とほぼ同じ割合で、芳賀町が好きで住み続けたいと考えている人が多いことがわかります。

地域への関わり方は、「隣近所とのつきあいを大切にしたい」と答えた割合が73.9%と多い一方で、「人に頼らず、自分のことは自分でしたい」または「地域との関わりはあまり持ちたくない」と答えた割合が21.7%となっており、年代別で見ると30代が29.8%と最も高く、働き盛り世代の地域離れが伺えます。

しかし、自治会については、どの年代も「自治会は必要だと思う」が約75%となっており、年代による差は見られませんでした。

図 18 地域への思い

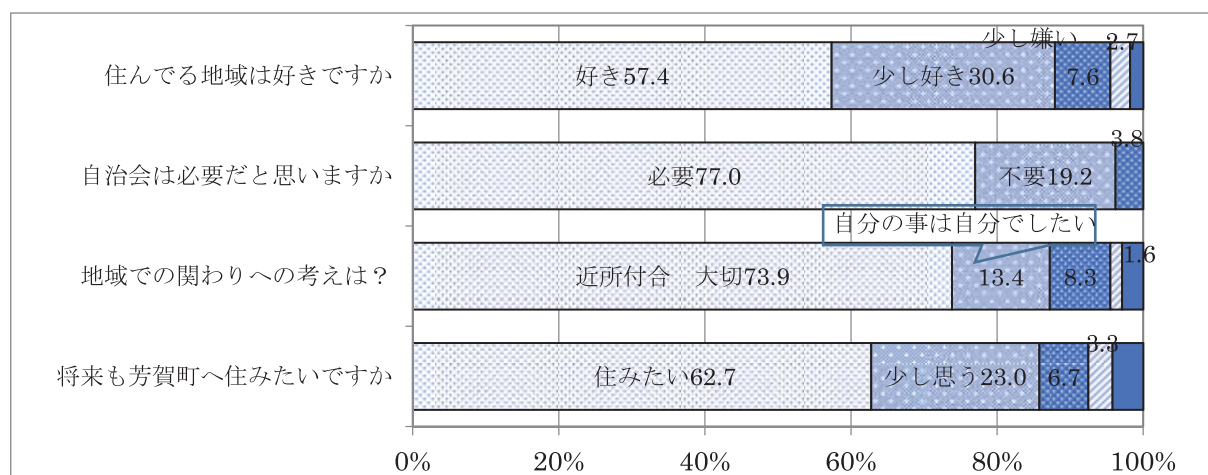
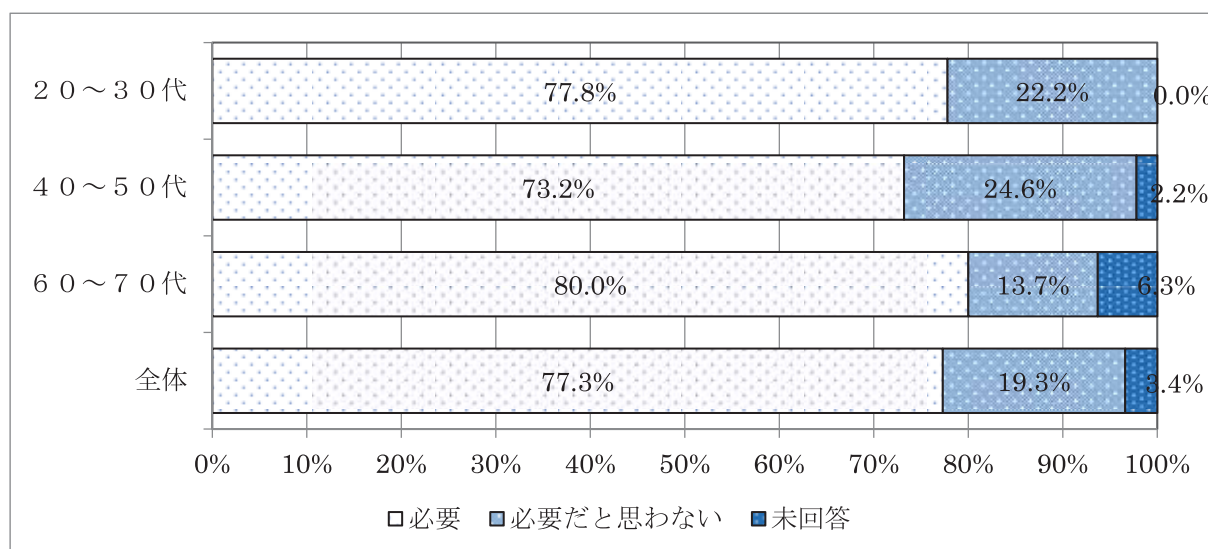


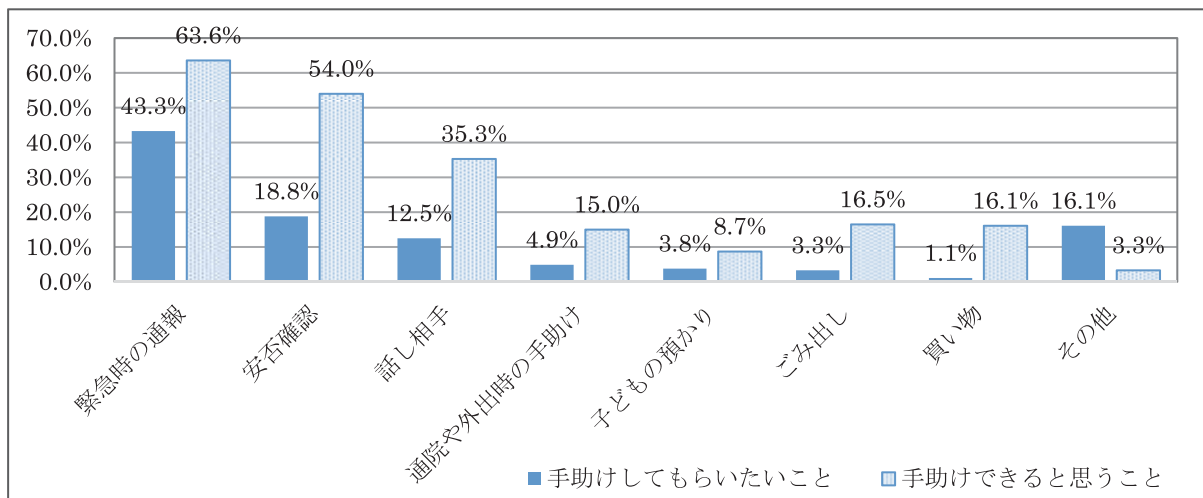
図 19 自治会の必要性（年代別）



③ 日常生活で、地域の人に手助けしてもらいたい（もらっている）ことと、地域の人に手助けできると思うことについて

地域の人に手助けしてもらいたいことと、手助けできると思うことの割合をみると、ともに「緊急時の通報」が最も多く、次いで「安否確認」「話し相手」の順となっています。手助けしてもらいたいことと、手助けできると思うことに共通している部分が多いことから、両者をつなぐ仕組みづくりが課題となっています。

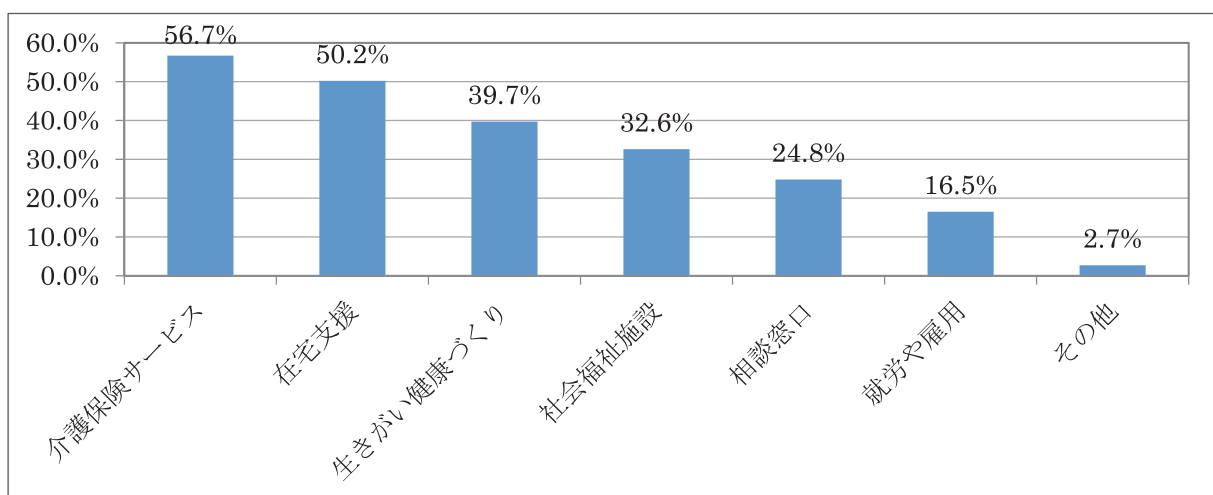
図 20 手助けしてもらいたいことと手助けできること



④ 高齢者の福祉に関して充実する必要があると思うことについて

高齢者の福祉に関して充実する必要があると思うことについては、「介護保険サービス」と答えた割合が 56.7%と最も高く、次いで「在宅支援」が 50.2%となっており、介護保険サービスを使いながら在宅で生活したいと考えている割合が高いことがわかります。

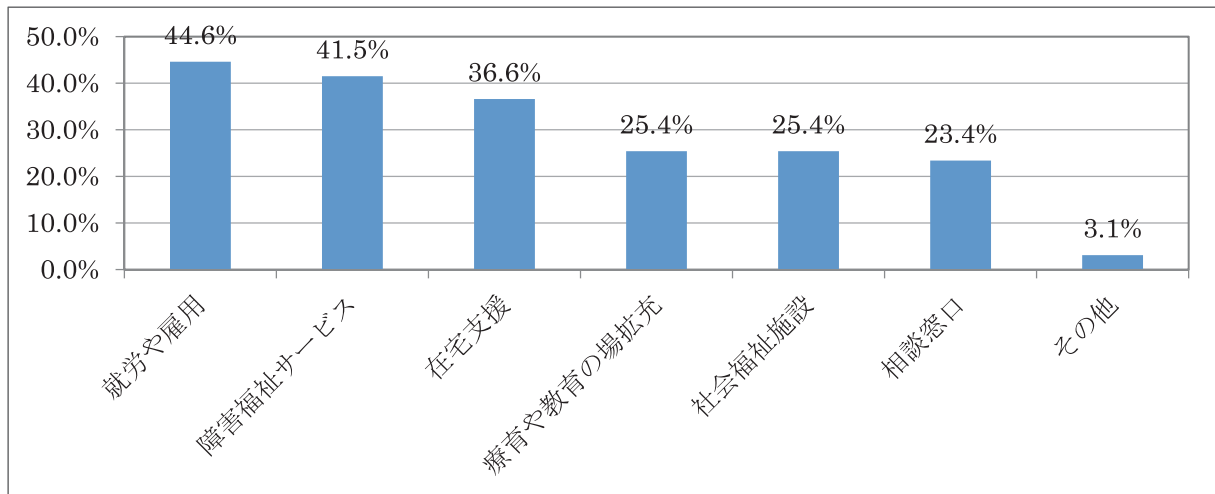
図 21 高齢者福祉に関するニーズ



⑤ 障がい者（児）福祉に関して充実する必要があると思うことについて

障がい者福祉に関して充実する必要があると思うことについては、「就労や雇用」が 44.6%と最も多く、次いで「障がい福祉サービス」が 41.5%、「在宅支援」が 36.6%となっています。

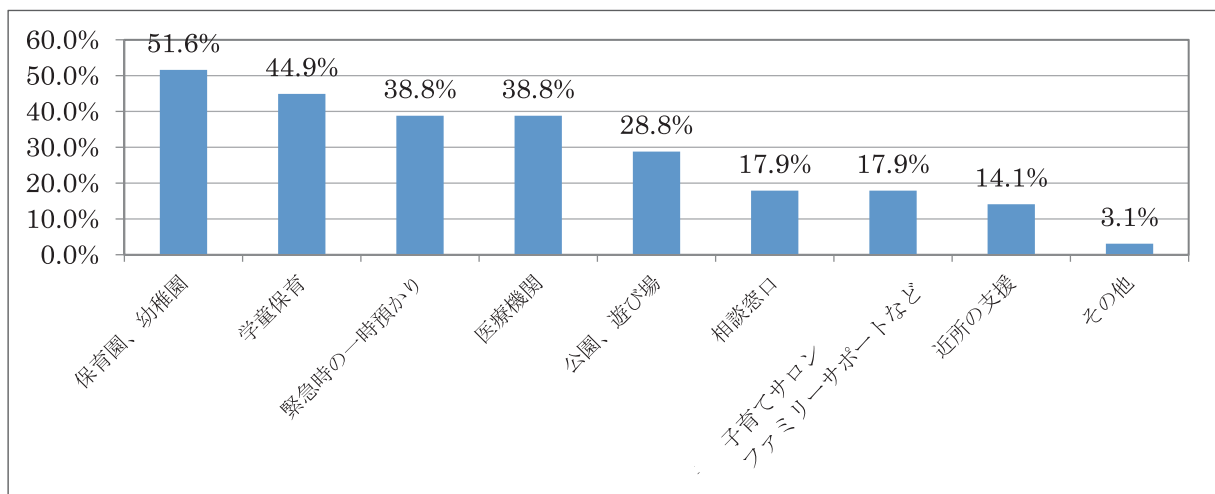
図 22 障がい者福祉に関するニーズ



⑥ 子育てに関して充実する必要があると思うことについて

子育てに関して充実する必要があると思うことについては、「保育園、幼稚園」が 51.6%と最も高く、次いで 44.9%の「学童保育」となっており、核家族や共働き世帯が増加している現状と合わせてみると、保育施設の充実に関するニーズが高いことがわかります。

図 23 子育てに関するニーズ

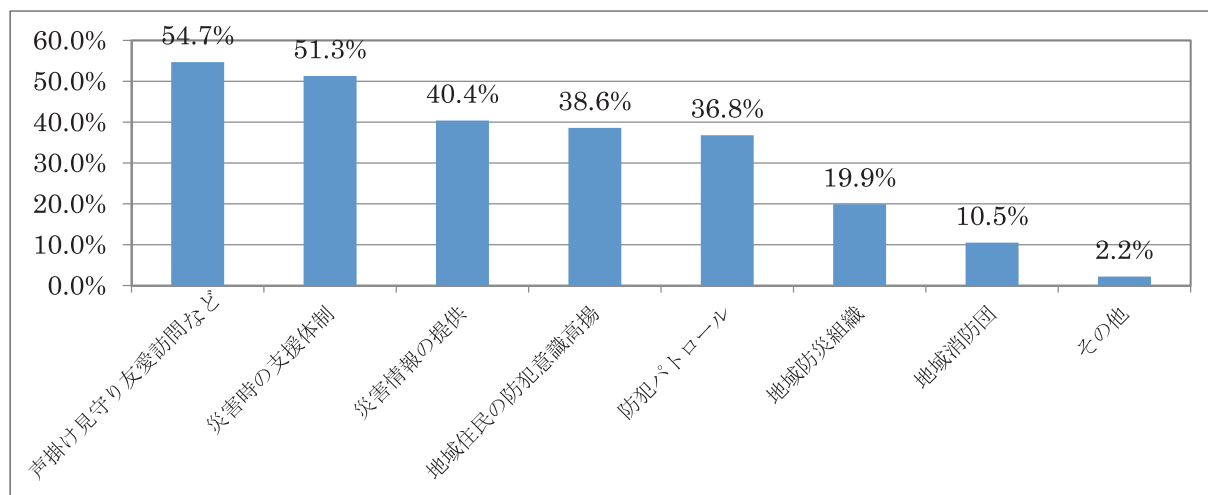


⑦ 在宅で安心して生活するために充実する必要があると思うこと

在宅で安心して生活するために充実する必要があると思うことをみると、「声かけ・見守り・友愛訪問など」と答えた割合が 54.7%と高く、次いで「災害時の支援体制」が 51.3%となっています。

平時からの高齢者や子どもに対する見守りと、災害時の体制づくりが課題となっています。

図 24 安全・安心に関するニーズ



⑧ ボランティア活動について

ボランティア活動についてのアンケート結果をみると、今後、ボランティア活動に「ぜひ参加したい」または「機会があれば参加したい」と回答した人が一般は 49.1%、中学生は 69.7%となっており、全体の約半数がボランティア活動に興味を持っていることがわかります。

また、ボランティアを活発にするために必要なことは、「PR 活動」と答えている人が 46.7%と最も多く、ボランティアに興味を持っている人に対する情報の伝え方が課題となっています。

図 25 今後、ボランティアに参加したいですか

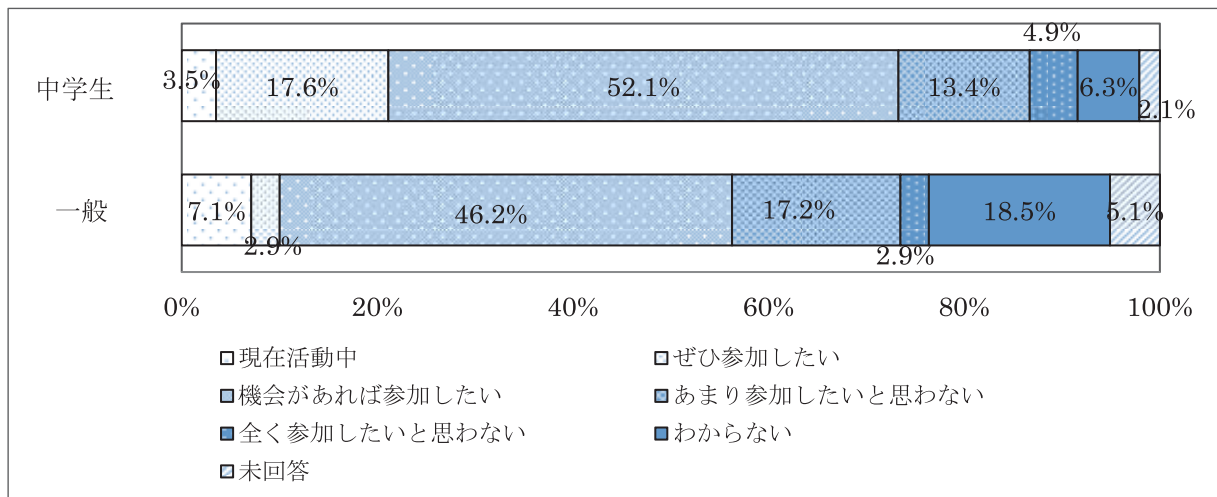
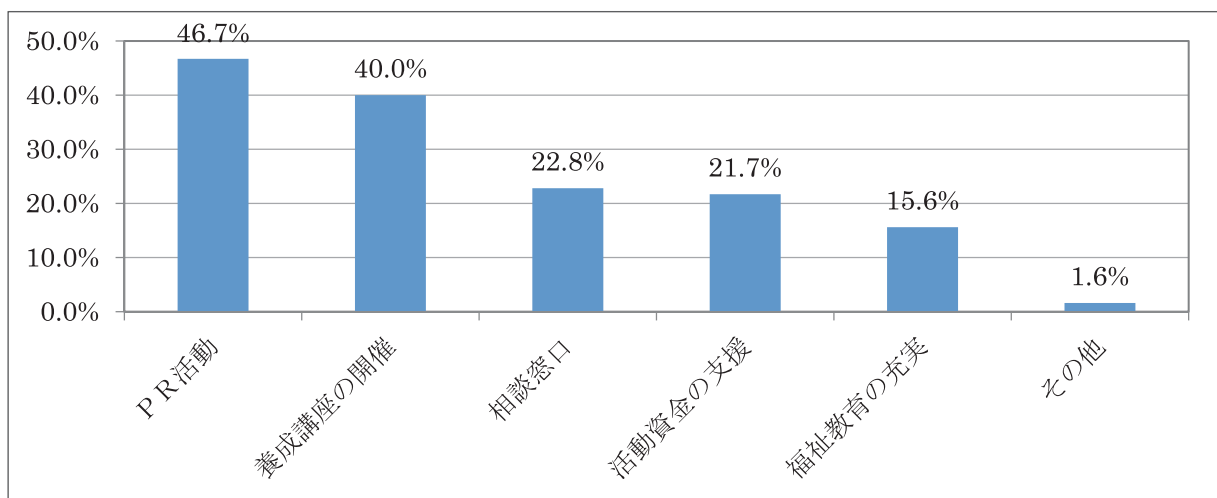


図 26 ボランティアを活発にするために必要なこと



⑨ 社会福祉協議会について

社会福祉協議会について地区別に見ると、社会福祉協議会の「名前も活動内容もよく知っている」と答えた割合は、祖母井が最も高く 36.0%となっており、社会福祉協議会が立地しているために、他の2地区よりも認知されています。

一方で、社会福祉協議会に期待することは、「介護保険・障がい福祉サービスの充実」が 43.1%、「地域の助け合いの仕組みづくり」が 38.8%となっており、地域福祉に関する事業への期待が大きいことがわかります。中学生は、「ボランティア活動の充実」と答えた割合が 61.3%と半数以上になっており、中学生のボランティア活動に対するニーズが伺えます。

図 27 社会福祉協議会を知っていますか

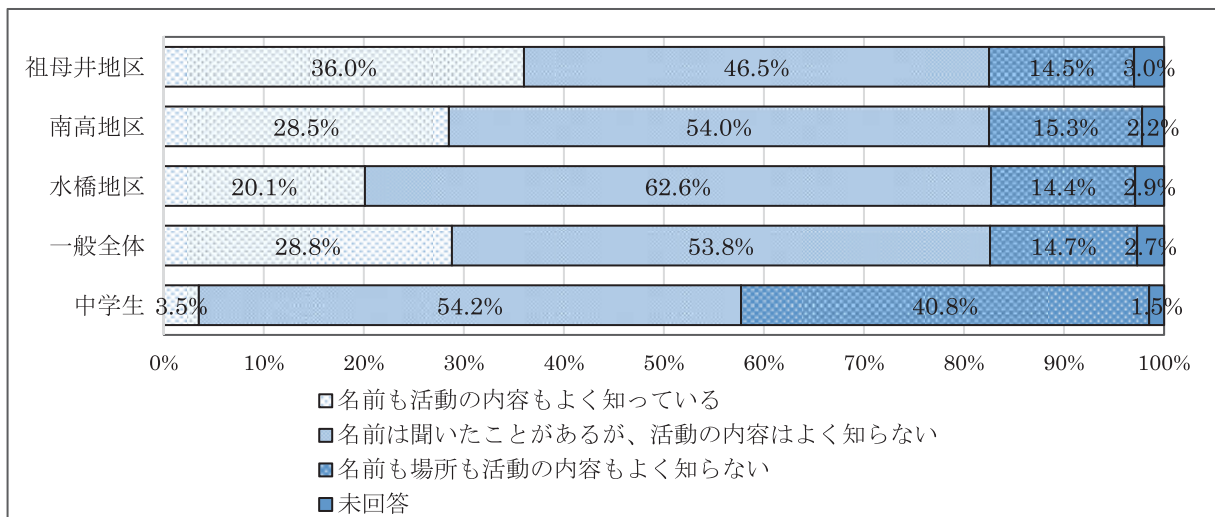
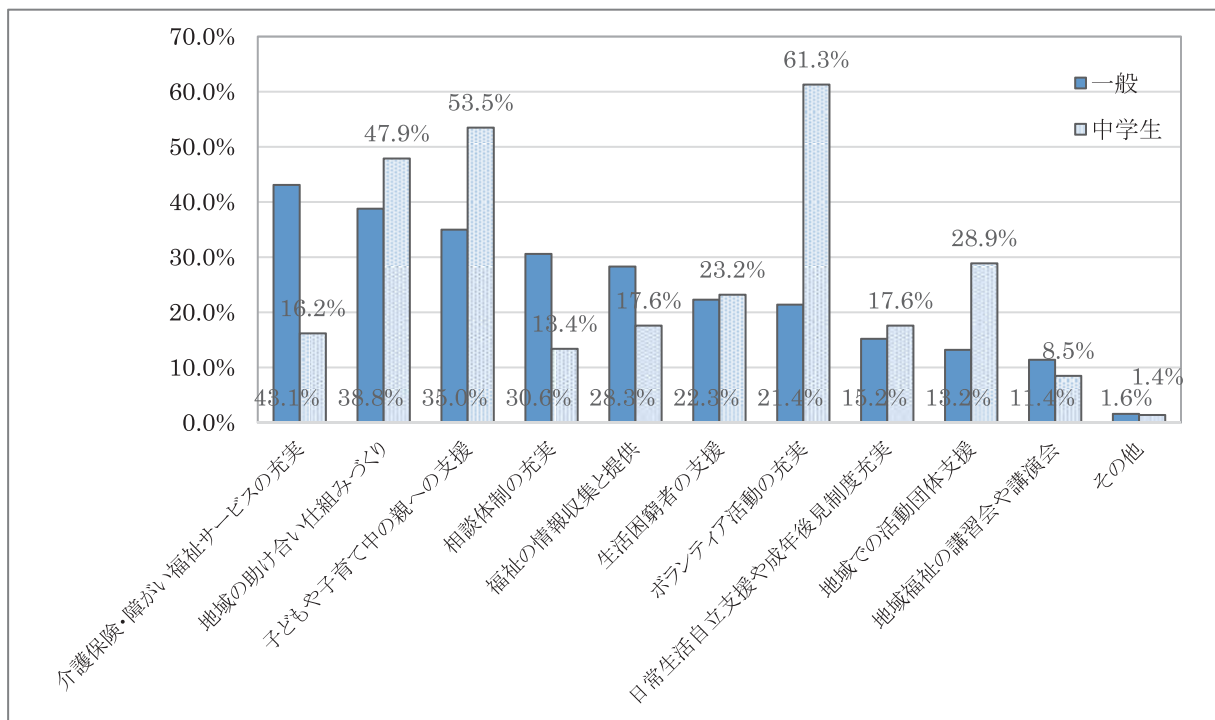


図 28 社会福祉協議会に期待すること



(2) 地区座談会による住民の直接意見聴取

平成 26 年 7 月 16 日～9 月 30 日の全 14 回にわたり、自治会ごとに地区座談会が開催されました。その中で、住民アンケート内容の一部、特に自治会や地域への関わり意識と地域への不満点、手助けして欲しいことと手助けできることについて結果を提示し、住民としての意見をいただきました。

【主な意見の内容】

<高齢者関係>

- ・ 独居世帯への火災報知器取り付け助成の内容
- ・ 認知症高齢者の徘徊対策
- ・ 介護保険施設の入所順位
- ・ 往診など在宅医療と介護について
- ・ 医療費や介護保険料への補助

<子育て関係>

- ・ スクールバスの送迎ルート変更
- ・ 子育てサロン・ファミリーサポート事業
- ・ 小学生のクラブ活動参加者減少傾向対策

<健康づくり関係>

- ・ ウェルネス運動教室

<地域や自治会関係>

- ・ 空き家対策
- ・ 集会所施設の設置
- ・ 健康ハイキング実施
- ・ 旧小学校跡地の有効利用
- ・ 地域の特色活かしたイベント実施

<災害防災関係>

- ・ 新しい情報無線
- ・ 自然災害発生時対応
- ・ 地域福祉計画の中に防災関係項目が必要

(3) 社会福祉協議会関連団体からの意見

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、社会福祉協議会で関係団体の代表者による意見聴取会を開催し、福祉関係者としての意見をいただきました。

【意見聴取会での意見】

<見守りが必要な方に対して>

- ・友愛訪問の必要性がある。
- ・近所の見守りが大切
- ・おせっかいさん、世話焼きさんが声掛けを行う。
- ・お弁当配達・・・一人暮らしではないが、必要と思われる人に配達してあげたい。
- ・一人暮らしだが、野菜の出荷できるような人は見守りだけでもいいのでは。
- ・弁当希望に対する訪問は、もっと現状をみて欲しい。
- ・お話し相手ボランティアを広めたい。

<情報について>

- ・行政、社協、その他関係機関が所持している情報を共有する必要性がある。
- ・困りごとが対応出来る人（民生委員など）に届きにくい⇒範囲が広い。
- ・困った時に何をどこに相談してよいかわからない。
- ・地域社会の情報不足
- ・社会福祉協議会って？知らない人が多いのは課題
- ・地域のキーパーソンに社協や福祉の情報を広めてもらう。

<ゴミ出しの問題>

- ・高齢者などのゴミ出しはきついのではないかな。
- ・ゴミ出しのカートが重い。
- ・なぜゴミを出さないのかを究明する。

<介護について>

- ・在宅介護している方への（特に金銭的）援助が必要である。
- ・施設入居待機者、家族への支援を行う。
- ・介護保険のサービスについて知りたい。
- ・認知症（の介護）について知りたい。



<ボランティアについて>

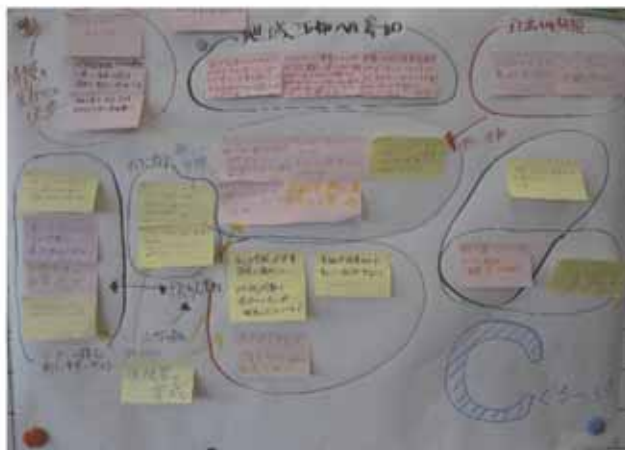
- ・有償・無償の基準線についてはっきりしてほしい。
- ・ボランティアの養成講座を行う場合の方法、人員確保のマニュアル作成
- ・買物ボランティアがあればいいのではないか。

<自治会（行政区）への加入について>

- ・転居者（特に行政区へ入らない人）への支援・PRを行う。
- ・行政区に入っていない人の支援が必要
- ・行政区を抜けていく人が増えている（高齢、関わり拒否など理由は様々）。
- ・神社、お祭りは活性化に一役買うが、反面そこから離れていく人も増えている。
- ・どこに誰が住んでいるのかわからない（アパート、団地など）。
- ・母子家庭や生活保護世帯が増加している。
- ・地域の人を知るのに、民生委員さんの力を借りたい→（民生委員にも限界がある）。
- ・40～50代の世代が自治会活動を嫌がっている（役を担いたくない）。
- ・自分が元気な内は人の世話になると思っていない為、地域の活動に参加しない。
- ・サラリーマンは仕事が忙しいと、非協力的
- ・農家は歳をとっても仕事は続き、地域活動にも協力せざるを得ない。
- ・退職した方は出来る限りボランティア活動に参加してもらいたい。

<各種団体の会員減少・リーダーの不足>

- ・老人クラブ会員やボランティア、生きがいサロンなどの会員が減少している。
- ・会員の高齢化、若い人の加入がない。
- ・老人クラブ支援を町でも協力してほしい。
- ・リーダー育成が必要



<地域交流及び参加>

- ・学校や学童保育活動に協力したい。
- ・地域活動に参加したいが、何をしたらいいのかわからない。
- ・一人暮らしや子育てで困っているが、生きがい、子育てサロンなどの存在を知らない。
- ・近所とのおつきあいを大切にしたい。
- ・高齢者と若い人の交流を活発化する。
- ・地域の民生委員さんとの話し合いが大切

<人権について>

- ・児童、高齢者、障がい者などの権利を守るための対策が必要

<その他>

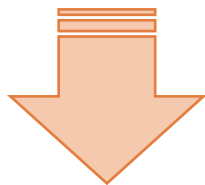
- ・サロンより小規模でご近所さんが集まる場所作り（高齢者だけでなく、子育て中の親子なども）があれば良い。
- ・ライフライン業者（新聞屋、電気、水道局、乳酸飲料販売など）の更なる協力（みまネットの更なる強化）が必要
- ・自然災害が心配

第3章 計画の基本理念と基本目標

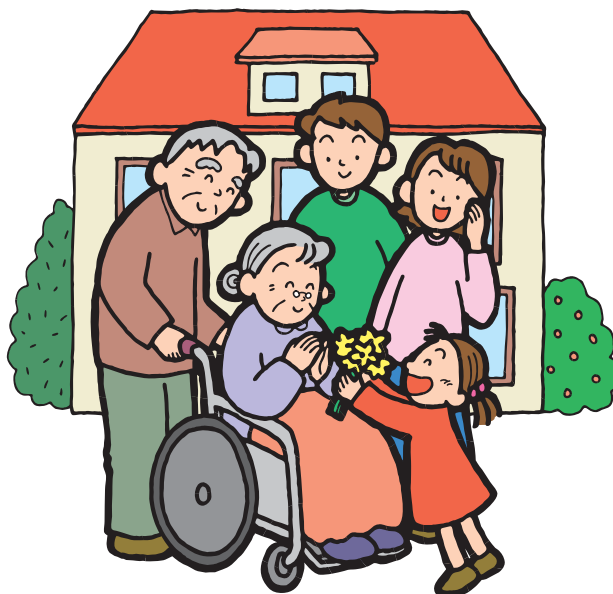
1. 計画の基本理念

芳賀町振興計画では、「みんなで創る やすらぎと豊かさに満ちたまち 芳賀」を町の将来像として掲げています。また、保健医療分野の基本方針を「安心と健康を地域が支える福祉のまち」としています。これは、「健康管理体制や救急医療が充実し、町民が元気で安心して暮らせるまち」「高齢者が生きがいを持ち、障がい者が自立して暮らせる福祉充実のまち」「地域が子育てを応援し、安心して子どもを育てることができるまち」の実現を目指すものであり、地域福祉の考え方を根幹において、福祉施策を実施していくことを示しています。

この計画においては、町振興計画との整合を図り、共通の理念のもとで地域福祉のための施策を進めるため、町振興計画と共通の基本理念を設定します。



安心と健康を地域が支える福祉のまち



2. 計画の基本目標

地域の現状や地域福祉が目指す方向性を具体化するため、4つの基本目標を設定します。

(1) 福祉環境づくり

住民がお互いに協力し合い、安心して暮らせる環境づくりを目指します。そのため、生活や福祉、子育て、健康などについての情報が平等に入手でき、相談や支援を求めやすい体制を考えます。

(2) 地域づくり

手助けしてほしい人と手助けできる人をつなぐ仕組みを考えます。そして、住民誰もが地域活動に参加交流でき、多様な世代が助け合える地域づくりを目指します。

(3) 人づくり

より多くの人たちが自分たちの住む地域に関わりを持ち、地域福祉の担い手を目指して、思いやりのある人づくりを推進します。

(4) 仕掛けづくり

住民参加による小地域福祉活動（行政区や班活動など）を活性化し、活気ある地域とするため、集まりやすい交流の場や、子どもが健全に発育するための遊び場などが、地域の特性に合わせてできるよう支援します。

3. 施策の体系

基本理念

安心と健康を地域が支える福祉のまち

基本目標	推進施策
福祉環境づくり	モラル・マナーの向上
	情報提供体制の充実
	総合相談体制の充実
	健康づくりの推進
	子育てしやすい環境づくり
	バリアフリーの推進
地域づくり	地域の居場所づくり
	地域の見守り体制の充実
	自治会の活性化
人づくり	ボランティア育成と支援
	地域リーダーの育成
	福祉教育・人権教育の推進
	権利擁護事業の推進
仕掛けづくり	世代間交流の推進
	生きがいつくりの推進
	居場所・遊び場づくり

第4章 地域福祉の推進施策と活動

1. 福祉環境づくり

(1) モラル・マナーの向上

【現状と課題】

同じ地域に住む人が、お互いに生活する上で守るべきマナーがあります。最近では、マナーについての理解が希薄になり、アンケート結果からも、交通マナーやゴミ出しマナーなどの不満が高く、近所迷惑にもつながる地域の課題としてあげられています。喫煙や携帯電話（スマホ）の利用についても同様の意見があげられました。

福祉の在り方についてのアンケート結果では「住民の協力や支え合いが必要」と考える人がもっとも高い割合でしたが、2割程度の方は「県や町が行うもの」と考えていました。他人を思いやり、助け合いの意識を向上させるためにも、お互いのモラル・マナーの向上は必要と言えます。

	施策・具体的取り組み
町民（地域）の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆あいさつ運動の実施に努めます。 ・あいさつは人と人をつなぐ架け橋です。あいさつを家庭の中から、地域の中へ広げ、地域交流と共にお互いの意識の向上に努めます。 ◆地域の環境美化に努めます。 ・ゴミの分別やゴミ出しなどのルールを守ります。 ・クリーンはがなどの地域の環境美化行事に参加します。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆あいさつ運動の促進を図ります。 ・あいさつ普及月間の指定に努めます。 ・あいさつ運動推進のため、標語を募集し、掲示します。 ◆環境維持、マナーアップの推進を図ります。 ・学校を通して、親へのゴミ出しや喫煙マナーの周知に努めます。 ・エコステーションやゴミ収集の整備、周知を進めます。 ◆交通安全教室の実施、参加者の拡充を図ります。 ・子ども、高齢者など事故リスクの高い対象者や場所の周知を図ります。
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり暮らし高齢者など生活維持（ゴミ出しや電球交換など）が難しい方への相談支援、地域との連携に努めます。 ◆各ボランティア会員の加入促進を図り、活動を支援します。 ◆福祉教育を実施し、内容の充実を図ります。

【評価項目例】

- ・「クリーンはが」の参加者数
- ・交通安全教室開催回数・参加者数

(2) 情報の提供体制の充実

【現状と課題】

町民の多くが福祉サービスの情報を「広報はが」「芳賀チャンネル」「健康カレンダー」などから入手しています。

しかし、「必要な人に必要な情報が届いていない」などが指摘されており、情報の入手方法が多様であることから各世代の町民に対応した情報提供の充実を図っていくことが求められています。

また、一人ひとりが個人情報の取り扱いに関する正しい理解を深め、関係者間で必要な情報を共有し、有効な運用をしていくことも重要です。

	施策・具体的取り組み
町民（地域）の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆日頃より、福祉サービスに関する情報に関心を持ちます。 ◆行政、ボランティア(注 1)、各種団体、自治会などとの協力、連携を図ります。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉に関する情報の提供体制の充実を図ります。 ・芳賀チャンネルの加入を推進します。 ・広報はが・ホームページの充実と周知を図ります。 ・健康カレンダーの全戸配布を実施します。 ・出前講座などで福祉制度についての学習会を開催します。 ◆福祉サービスや制度、地域の助け合いなどの情報を得て、利用できるよう、関係する機関の情報共有を支援します。
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆わかりやすい福祉サービスの情報提供に努めます。 ・広報誌（「福祉だより」「ボランティアはが」）やホームページ、パンフレットなどの内容を充実します。 ・ホームページ情報を随時更新し、新しい情報を発信していきます。 ・老人クラブやボランティアなどの各種団体や自治会などに福祉サービスや福祉活動に関する情報提供を充実させます。

【評価項目例】

- ・芳賀チャンネル加入率
- ・ホームページ閲覧アクセス件数
- ・広報はがから情報を入手している人の割合(満足度調査)

(注 1)ボランティアとは

自由意志に基づく奉仕活動や労働及びそれらに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性、無償制、利他性」を原則としているが、最近では、必要に応じて有償(交通費などの一部)の活動も広がっている。

(3) 総合相談体制の充実

【現状と課題】

福祉サービスを必要とする人は、それぞれの家庭環境や生活事情により悩みも要望も多岐に渡り、相談内容は、より専門性が求められます。町民からは、「文書の内容がわからない、相談に行く窓口がわからない」などの意見があげられました。

一人ひとりの悩みに対応するためには、保健・医療・福祉の連携のもとに誰もが身近で気軽に相談できる総合相談窓口の整備や周知が必要です。

	施策・具体的取り組み
町民（地域）の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆困っている時は一人で抱え込まず、近所の人や相談窓口にご相談に行きます。 ◆適切な相談支援を受け、より良い課題解決を図ります。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉の総合相談体制の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談拠点の整備検討に努めます。 ・総合相談窓口の設置、充実を図ります。 ・相談窓口や相談活動担当者(注1)の周知に努めます。 ・民生委員・児童委員(注2)への周知に努めます。 ・生活困窮者相談支援員(注3)による相談を開始します。 ◆地域の相談活動担当者の質の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談活動担当者への研修を実施します。
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆各種相談体制の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談所の充実に努めます。 ・日常生活自立支援事業「あすてらす」(注4)の充実に努めます。 ・生活福祉資金(注5)貸付相談の充実に努めます。 ・福祉金庫貸付相談の充実に努めます。 ・生活必需品（衣類、食料など）のバンクの整備を図ります。 ・介護保険サービスの相談、支援の充実に努めます。 ・障がい福祉サービスの相談、支援の充実に努めます。 ◆相談支援機関の連携の強化を図ります。 ◆相談員の質の向上を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談員への研修の紹介や開催に努めます。 ・相談担当職員の研修を行い、資質向上に努めます。

【評価項目例】

- ・心配ごと相談件数
- ・相談員の研修回数

(注1)相談活動担当者とは

ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員・児童委員、心配事相談員、人権擁護委員、保健師、役場職員、社会福祉協議会職員など

(注2)民生委員・児童委員とは

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者への自立への相談援助・助言、社会福祉従事者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務協力など多岐にわたる。

(注3)生活困窮者相談支援員とは

栃木県から委託を受け、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）からの生活や就労に関する相談を専門に受け、支援する者。

(注4)日常生活自立支援事業とは

認知症高齢者、知的障がい、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人が、地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かりサービスなどを行う事業。通称あすてらす。

(注5)生活福祉資金とは

他の貸付制度が利用できない、低所得者世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目指し、国と県が資金を出し合い、民生委員の調査意見のもと、町社会福祉協議会が窓口となって生活支援を基本に無利子や低利子で貸付資金を行う制度。



(4) 健康づくりの推進

【現状と課題】

地域の中で、いつまでも安心して暮らしていくためには、健康づくりは欠かせないものです。自分自身の健康や介護予防に関心を持ち、日頃的生活習慣として健康づくりに取り組む必要があります。

少子高齢化の進行により、今後ますます私たち町民の医療費や介護費用の負担が大きくなってきます。その負担を軽減するためにも、高齢者はもとより、すべての町民が要支援・要介護状態になることを可能な限り予防することが重要です。

	施策・具体的取り組み
町民（地域） の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防について関心を持ち、講演会や健康講座などに参加します。 ・日頃から自分にあった運動を継続します。 ・定期的に健康診断を受け、自分の健康状態を確認します。 ・介護予防教室などに積極的に参加します。 ・体力の維持、向上に努めます。 ・地域ぐるみで健康づくりに努めます。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康づくりの増進のため、啓発を行います。 ・集団健診の受診を促進します。 ・食生活改善推進員の養成を促進します。 ・子どもと親の健康づくりを推進します。 ◆介護予防に関する事業を推進します。 ・ウェルネス運動教室や介護予防健康教室を実施します。 ・生きがいサロンの充実を図ります。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症についての正しい知識の普及啓発を図ります。
社協の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防事業への協力、支援をします。 ◆高齢者の健康づくりの推進に努めます。 ◆手軽なスポーツの推進に取り組みます。

【評価項目例】

- ・ 健診受診率
- ・ 認知症サポーター数

(5) 子育てしやすい環境づくり

【現状と課題】

急速な少子高齢化の進行とともに、核家族化やそれに伴う家族機能の弱体化が進んでいます。個人の価値観やライフスタイルの多様化、社会経済状況の変化などと相まって家族や地域におけるつながりの希薄化も目立ってきています。

そのような中で次世代を担う子どもたちの育成支援は急務であり、子どもや子育て中の親が安心して暮らせる環境をつくる必要があります。

	施策・具体的取り組み
町民（地域）の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の情報に関心を持ち、必要に応じて相談窓口を利用します。 ◆子どもとともに地域行事に参加するなど、家族でふれあう時間を大切にします。 ◆日頃から、会話やコミュニケーションの機会を持つよう心がけます。 ◆みんなで子どもを見守ることを心がけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯メールを活用します。 ・青色防犯パトロール（青パト）へ協力します。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報の周知に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校区で行われている活動や行事について周知します。 ◆子育てしやすい町！を宣言します。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の助成に努めます。 ・小児科の誘致や連携に努めます。 ・乳幼児健診、相談の充実に努めます。 ・予防接種費用の助成に努めます。 ・保育所の相談機能の向上に努めます。 ・ひとり親への支援に努めます。 ◆関係機関との連携の強化を進めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保健、保育、教育などの関係機関が情報共有できる会議や研修の機会を設けます。 ・ファミリー・サポート・センター(注 1)、子育て支援センター機能の充実を図ります。 ◆地域交流の推進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会や公民館の活動状況を把握し、その内容を周知します。 ・世代間交流の機会を設けます。

<p>社協の 取り組み</p>	<p>◆子育てと社会参加の両立のための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育の実施と充実を図ります。 ・学童保育指導員の質の向上を図ります。 ・自治会や公民館、民生委員・児童委員など関係機関やボランティアとの連携強化を図ります。
---------------------	---

【評価項目例】

- ・子育て支援センター利用者数
- ・保育所待機児童数

(注1)ファミリー・サポート・センターとは

町内で、育児の手助けが出来る方と育児の手助けを必要とする方を対象とした会員組織。会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さんを持つ家庭を支援することを目的としている。



(6) バリアフリーの推進

【現状と課題】

高齢者や障がい者をはじめ、妊婦や乳幼児など、町民すべての人にとって使いやすく快適な施設や交通環境が望まれますが、まだバリアフリー化が不十分な状況です。

その解決のために、物理的な「バリア」を改善するとともに、心の「バリア」をいかに解消していくかが重要になります。高齢者や障がい者などとのコミュニケーションを通じて、日常生活で抱えている問題に対して、相手の立場に立って考え、理解を深め、人を思いやり、支え合う気持ちを育んでいくことが大切です。

	施策・具体的取り組み
町民（地域）の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆バリアフリーへの理解を深めます。 ・公共施設などのバリアフリーの必要性の検討をして、要望を出します。 ・「障がい」への理解を深め、地域にある障害を取り除きます。 ・負担にならない範囲で、障がい者、高齢者などの運転や外出に協力します。 ・地域や職場、イベント開催時に障がい者などと積極的に交流します。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。 ・インクルーシブ教育(注1)の充実を図ります。 ◆バリアフリーの意識を高め、普及啓発に努めます。 ・公共施設などのバリアフリー化を推進します。(段差、ドアの開閉、足マットなど) ・安全に通れる道路の整備に努めます。 ・「思いやり駐車スペース」の普及啓発に努めます。 ◆交通手段を整備し、交通の利便性を高めます。 ・デマンド交通(注2)の充実を図ります。 ・LRT(注3)の導入に努めます。
社協の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆安全に移動できる環境を整備します。 ・移送サービスの充実を図ります。 ・福祉マップを作成します。 ◆バリアフリーの啓発と普及に努めます。 ・障がい者・高齢者などの社会活動への参加促進を図ります。 ・小、中学校での福祉教育に協力、支援します。

【評価項目例】

- ・デマンド交通利用回数
- ・思いやり駐車スペース利用者数
- ・公共施設のバリアフリー化 改善数

(注1)インクルーシブ教育とは

共生社会に生きる、障がいのある子どもを含むすべての子どもの自立と社会参加を目的とし、通常の学級において障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ中で、子ども一人ひとりに必要とされる教育的支援を提供する教育。

(注2)デマンド交通とは

電話予約することで、決められた範囲内を定額利用できる乗り合いタクシーのこと。芳賀町での通称は『ひばりタクシー』

(注3)LRTとは

Light Rail Transit (ライト・レイル・トランジット) の略で、次世代型路面電車システムのこと。道路交通渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている新しい交通システム。

2. 地域づくり

(1) 居場所づくり

【現状と課題】

隣近所と顔を合わせる機会の減少により、近所付き合いの希薄化が進んでいます。以前のように井戸端会議や子どもが外で遊んでいる姿を見かけなくなりました。

町民が互いに助け合い、支え合える関係を築くためには、子どもから高齢者まで多様な世代が気軽に集える機会やふれあいながら活動できる場づくりが必要です。また、社会的に孤立している高齢者や子育て家庭などの不安解消を図るため、身近な相談や情報交換ができる交流の場も必要です。

町民の発想のもと多様な地域福祉活動が展開しやすいよう、活動に必要な環境基盤を整備することが求められています。

	施策・具体的取り組み
町民（地域） の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近な地域での活動に積極的に参加します。 ◆誰もが参加しやすい魅力ある活動内容についてアイデアを出します。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉活動の拠点としての役割を果たす公民館などの機能について検討し、活動の場としての環境整備を推進します。 ◆子育て家庭や高齢者など、誰もが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設などの有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動の拠点の検討を行い、整備を推進します。 ・公民館、子育て支援センターなどの機能を充実します。 ・空き家・空き店舗などの有効利用の検討をします。 ・生きがいサロンを充実させ、継続していきます。 ・子育てサロンの整備を支援します。
社協の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近に参加できる事業の支援を行い、地域の仲間づくりや生きがいづくりを促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・趣味や教養など多様化したサロンの運営を支援します。 ・老人クラブや障がい者団体、学童保育保護者会などの活動を支援します。 ・ひとり親レクリエーション会を開催します。 ・生きがいサロンの送迎をします。（芳賀町生きがい活動支援通所事業） ◆町民が行う活動に関する情報を収集して発信し、活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉だより、ホームページなどを活用して情報を紹介します。

【評価項目例】

- ・生きがいサロンや子育てサロンなどの利用者数

(2) 見守り体制の充実

【現状と課題】

地域における人間関係の希薄化により、要援護者の把握が不十分であるなど見守り体制も町内全域に行き届いているわけではありません。

個人情報の保護に留意しながら、要援護者の情報を地域で共有するとともに、災害などの緊急時には、身近な地域での救援体制を確保することが必要です。

常時見守りが必要な人や制度の狭間にある人などを早期に発見し、身近な地域の人材や資源を活かした生活課題の解決に向けた体制整備など、幾重にも安全策を構築しておくことが必要です。

	施策・具体的取り組み
町民（地域） の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者・障がい者・子育て家庭などと交流を深めます。 ◆地域による見守り活動を進め、必要に応じて関係機関などに連絡します。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆要援護者名簿を整備し、関係機関との情報を共有するなど、有事の支援体制に係る地域との連携を強化します。 ◆町民、民生委員・児童委員、見守り隊、関係機関団体などと連携し、見守りが必要な人の早期把握と継続した見守り活動を推進します。 ◆サロンやデイサービスなどの福祉サービスと連携した複数の見守り体制を推進します。 ◆高齢者・障がい者・子育て家庭など、支援を必要としている人への見守り活動を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動を支援します。 ・災害時要援護者名簿を作成します。 ・芳賀町見守りネットワーク事業（みまネット）（注1）の充実を図ります。 ・ひとり暮らし・二人暮らしの救急医療情報設置に努めます。 ・制度利用申請時などに相談支援を実施します。
社協の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆町との連携を強化し、要援護者などの情報を共有します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者などの要援護者名簿を整備します。 ◆民生委員・児童委員、見守り隊などが行う見守り活動を推進するとともに、町民、関係機関、町などと連携した対応を強化します。 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員や見守り隊などが行う見守り活動を支援します。 ・関係機関・団体との連携強化を図ります。 ・関係者からの通報に対するタイムリーな対応と支援をします。 ◆ひとり暮らし高齢者など日常的に見守りが必要な人への安否確認を兼ねた地域活動を充実します。 <ul style="list-style-type: none"> ・配食サービスを充実します。

【評価項目例】

- ・芳賀町見守りネットワーク事業（みまネット）参加事業者数
- ・芳賀町見守りネットワーク事業（みまネット）通報件数

(注1) 芳賀町見守りネットワーク事業（みまネット）とは

地域住民、民生委員・児童委員、自治会、協力事業所などが連携し、見守りが必要な人への見守りを実施し、早期に異変を発見することで、安心して生活ができる地域をつくる事業。

(3) 自治会の活性化

【現状と課題】

自治会は、地縁に基づいた組織であり、地域住民の生活を多くの側面で支えています。しかし近年、自治会への加入率が落ちており、そのために地域のルールや活動が伝わらず、自治会活動に支障が出ています。

高齢化や未婚によるひとり世帯の増加や地域活動が減少しているなか、自治会の活動内容や役割の重要性を広く周知し、地域住民の理解と協力に基づく更なる活動の充実が求められています。

	施策・具体的取り組み
町民（地域）の取り組み	◆自治会活動に協力し、積極的に参加します。
町の取り組み	◆様々な世代が参加できる活発な地域交流活動を促すため、各種地域行事への支援を充実します。 ・自治会未加入世帯への加入促進策を検討します。 ・地域行事への活動費を支援します。 ・地域のリーダーを育成します。 ◆転入者や未加入者を含む町民に対して、自治会の情報（活動報告、イベント案内など）を発信していきます。 ・広報はが、ホームページ、芳賀チャンネルを積極的に活用して活動を紹介します。
社協の取り組み	◆町民が積極的に自治会活動に参加できるよう支援を行います。 ・自治会イベントへの協力や支援をします。 ・自治会活動の運営を支援します。 ・地域のリーダー育成を支援します。

【評価項目例】

- ・自治会加入率



3. 人づくり

(1) ボランティア育成と支援

【現状と課題】

現在、町内には芳賀町ボランティア連絡協議会をはじめ、多くの団体・個人が積極的にボランティア活動をしています。

しかし、ボランティアの高齢化や担い手が不足しているというのが現状です。そのため、地域の担い手となるボランティアを育成するための養成講座、情報発信の強化を図り、ボランティア活動をしやすい、またボランティアを必要とする人が相談しやすい環境を整えます。

	施策・具体的取り組み
町民（地域） の取り組み	<ul style="list-style-type: none">◆ボランティア講座、活動に参加します。・福祉に限らず、自分の出来る範囲でのボランティアを行います。・社協などが行う活動やイベントに見学、参加します。◆ボランティア活動に興味を持ち、情報をキャッチします。・社協広報紙（ボランティアはが、福祉だより）を閲覧します。・芳賀チャンネル、社協ホームページなどを閲覧します。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none">◆ボランティア活動資金の助成を行います。◆ボランティアセンター（注1）設置、運営の支援を行います。◆ボランティア情報発信の支援を行います。◆小学生～高校生対象のボランティアスクール（注2）などを開催します。◆ボランティア活動の場を拡大します。
社協の 取り組み	<ul style="list-style-type: none">◆ボランティア活動の運営を支援します。◆ボランティアの育成に努めます。・ボランティア活動の場を拡大します。◆ボランティアセンターの設置・運営をします。・ボランティアコーディネーター（注3）を配置します。◆ボランティア情報を広報誌、ホームページなどで発信します。◆イベントを通して情報発信します。

【評価項目例】

- ・ボランティア登録者数
- ・ボランティア登録者の活動数

(注1)ボランティアセンターとは

ボランティア・市民活動に興味関心のある町民、または、すでに活動している市民（団体を含む）の相談や、さまざまなボランティア・市民活動を推進する事業を実施する「中間支援組織」。対象分野は、福祉分野はもとより、学校教育や生涯学習分野など様々。また、地域の多様な市民活動分野と連携している。

(注2)ボランティアスクールとは

ボランティアについての知識や理解を深めるために行う、ボランティア体験や講演会。

(注3)ボランティアコーディネーターとは

住民の自発的な活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう市民と市民または組織をつなぎ、組織内での調整を行うスタッフ。



(2) 地域リーダー育成

【現状と課題】

様々な福祉課題に対応し、より地域を活性化するためには、従来のように自治会役員、民生委員・児童委員、地域公民館役員などのみでは対応が困難になってきています。

今後は、これらの立場の方だけでなく、地域間で情報交換を行うなど、新しい考えや積極的な行動が出来るリーダーも必要であり、その発掘や育成が急務となっています。

	施策・具体的取り組み
町民（地域） の取り組み	<ul style="list-style-type: none">◆町の研修や説明会に参加します。◆地域の交流イベントに参加します。◆ご近所付き合いをできる範囲で行います。◆女性が参加しやすい場を提供するように努めます。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none">◆リーダー及びコーディネーター育成研修開催支援を行います。◆地域公民館活動の強化・支援を行います。◆社協や関係機関の活動支援を行います。
社協の 取り組み	<ul style="list-style-type: none">◆リーダー及びコーディネーター養成講座を行います。◆ふくしまつりをはじめ、各種イベントを開催します。◆地域に向けた福祉出前講座を実施します。

【評価項目例】

- ・養成講座の開催数

(3) 福祉教育・人権教育の推進

【現状と課題】

福祉・人権教育と聞くと、自分とは無関係と捉えがちです。しかし、それらは年齢・性別・障がいの有無などに関わらず、身近で、誰にとっても大切なことです。

学校では、福祉教育を実施していますが、今後は家庭や地域でも福祉について学ぶ機会を作り、福祉の輪を広げていく必要があります。

	施策・具体的取り組み
町民（地域） の取り組み	◆勉強会やイベントに参加するように務めます。 ◆広報紙などで情報を収集し、関心を持つよう努めます。 ◆自分のできる範囲で、人を思いやる行動をします。
町の取り組み	◆福祉・人権教育の勉強会の開催を支援します。 ◆関係各課、学校との調整を図り、子どもたちにスムーズに教育が行き届くように支援します。 ◆福祉・人権教育の情報を提供します。
社協の 取り組み	◆福祉・人権教育の勉強会や出前講座を開催します。 ・学校での福祉・人権教育を支援します。 ・地域を対象とした福祉の出前講座を行います。 ◆福祉・人権教育の必要性をホームページ・広報紙などで情報を提供します。 ◆イベントなどを通して福祉・人権についての重要性を伝えます。

【評価項目例】

- ・講座及び研修の開催数
- ・福祉出前講座の開催数



(4) 権利擁護事業の推進

【現状と課題】

少子高齢化により核家族化が進み、認知症、高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの判断能力の低下した人に対し、家族では対応しきれない課題が増加しています。金銭管理や消費契約などを行うために、公的で、その方に寄り添ったサポートが必要となっています。

更に、高齢者、障がい者、子ども、配偶者などへの虐待の問題も多発しており、安心して日常生活を送れるよう、人権を守ることが求められています。

	施策・具体的取り組み
町民（地域）の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆自分のできる範囲で、人を思いやる行動をします。 ◆地域に気になる人がいたら、関係機関に連絡するなど、地域住民で協力して、できることをします。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活自立支援事業「あすてらす」の広報・周知をします。 ◆成年後見制度（注1）の広報・周知をします。 ◆虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）（注2）防止対策の強化をします。 <ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口の周知をします。 ・障がい者虐待相談窓口の周知をします。 ・こども虐待相談窓口の周知をします。 ・高齢者虐待に関する相談窓口を周知します。
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活自立支援事業「あすてらす」の充実を図ります。 ◆個人情報管理体制を強化します。

【評価項目例】

- ・あすてらす件数
- ・成年後見制度の相談数

（参考）各種相談窓口

DV	男女共同参画センター、県東健康福祉センター、ウィメンズハウスとちぎ、町健康福祉課
障がい者虐待	栃木県権利擁護センター、町健康福祉課
こども虐待	中央児童相談所、町健康福祉課
高齢者虐待	町地域包括支援センター

(注1)成年後見制度とは

認知症などの精神上の障がいにより判断能力が低下した人たちが、不利益を被らないよう家庭裁判所に申し立ててその人を援助する人をつけてもらう制度。

具体的には、福祉サービス利用契約や財産管理など話し合いが難しく思うようにできない場合は、援助者に判断を補ってもらいながら決める。悪徳業者に騙されて誤って結んだ契約を解消するなど。また、その人の能力を活かして、自分らしく安心して生活し活動できるように支援する制度でもあるため、地域で普通に生活ができるように支援もする。

(注2)DV（ドメスティックバイオレンス）とは

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力。近年では同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

4. 仕掛けづくり

(1) 世代間交流の推進

【現状と課題】

ふれあい、支え合い、助け合いの輪が自然に広がる地域にしていくためには、子どもから若者、高齢者など地域に暮らすあらゆる人が地域を舞台にした相互交流により、つながりを深めていくことが重要です。

芳賀町では、少子高齢化社会の進行とともに地域住民同士の交流が減少しています。また、核家族化の進行のため、住民と地域社会とのつながりが希薄化しており、顔の見える関係づくりが必要です。

地域に暮らす一人ひとりがお互いを支え合い、助け合うことでふれあいの笑顔が広がるよう様々な支援としくみづくりを推進していくことが大切です。

	施策・具体的取り組み
町民（地域）の取り組み	<ul style="list-style-type: none">◆地域の歴史、文化の伝承、経験や技術の継承など、世代を超えた交流を図ります。◆老人クラブ、子ども会育成会などの地域の団体が連携し、合同で事業を開催できるよう努めます。◆地域の行事などに積極的に参加します。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none">◆保育園、小学校での世代間交流事業の機会づくりに努めます。◆事業の内容について、広報はがなどで伝え、世代間交流を促進します。◆福祉施設と学校の連携を促し、体験学習を通じて交流を図ります。
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none">◆地域の世代間交流を支援します。

【評価項目例】

- ・ 世代間交流事業実施数



(2) 生きがいつくりの推進

【現状と課題】

地域福祉において重要となる住民同士の交流活動を継続させるためには、その活動が生きがいとなり、または楽しく活動できることが大切です。

芳賀町では、趣味のサークルやボランティア団体など数多くの団体があります。しかし、多くの団体では、会員の固定化・高齢化が課題となっています。

一方で、新しいサークルも増加してきており、それぞれの団体内での交流は盛んに行われています。しかし、サークルと関わりが薄い多くの町民がサークルの存在を知らないことも多く、町民全体が活動に興味を持つ機会が少ないことが課題となっています。

また、興味を持った事柄に対して、自ら学べるような仕組みを整えることも必要です。

	施策・具体的取り組み
町民（地域）の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯学習やボランティア、地域の活動など、生きがいを感じる場を探し、積極的に参加します。 ◆作品展や発表会を通して仲間同士の交流を深めます。 ◆健康や生きがいに関する知識や技術を、隣近所や友人など仲間同士で伝え広めます。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆公民館講座を通じて、生涯学習の機会を提供します。 ◆生きがいつくり活動の発表の場(広報や体験発表会など)を提供します。 ◆出前講座事業などで、スポーツや文化活動を促進します。 ◆障がい者の就労支援を充実します。 ◆シルバー人材センターでの就労を促進します。 ◆生涯学習のサークル、団体活動を支援します。
社協の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆老人クラブの活動を支援します。 ◆身体障害者福祉会及び知的障害者育成会会員の生きがいつくりを支援します。 ◆生きがいつくりを支援するボランティアの養成を行い、地域の活動を支援します。

【評価項目例】

- ・老人クラブ加入者数、加入率
- ・町公民館講座数
- ・シルバー人材センター登録者数
- ・コミュニティ活動実施団体数

(3) 居場所・遊び場づくり

【現状と課題】

隣近所と顔を合わせる機会の減少により、近所付き合いの希薄化が進んでいます。

地域の中で子どもや障がい者、高齢者など誰もが、安心してその人らしく暮らしていくためには、地域の中にそれぞれの居場所や、お互いを理解するために交流する場が必要となっています。

また、障がいや高齢により、医療や介護が必要な状態となったときも、自宅で過ごすことを希望する人が増えています。

地域の中に様々な人が居住できるよう、生活基盤を整えることも必要です。

	施策・具体的取り組み
町民（地域） の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域で開催するイベントに積極的に参加します。 ◆地域内の空き家を居場所づくりに提供します。
町の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの遊び場づくり支援 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの遊び場づくりを支援し、既存の場所の情報を提供します。 ・公園のバリアフリー化を促進します。 ◆活動拠点の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設を利用しやすくし、交流のための場づくりを支援します。 ・地域の居場所としての地域公民館の活動を支援します。 ・親子の居場所づくりを支援します。 ◆居住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の推進やグループホームなどの整備を行い、高齢者や障がい者が住みやすい環境を整えます。 ・自宅での医療や看護の情報提供を行います。
社協の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ◆学童保育の充実を図ります。 ◆地域の高齢者の「たまり場」づくりに協力します。 ◆障がい者やその家族の交流のための場づくりを支援します。

【評価項目例】

- ・公園の設置箇所数
- ・子育てサロン数
- ・高齢者が通える場所の設置箇所数

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 行政における体制

本計画における施策や今後の取り組みを推進するにあたっては、関係各課が横断的な体制のもとに、計画の推進を図ります。

(2) 協働による計画の推進

住み慣れた地域で支え、助け合う地域社会を実現するためには、地域に暮らす住民一人ひとりが地域の主役となり、それぞれの役割を理解し、行政と協働することが不可欠です。そうした、支え合い、助け合いが自発的に生まれる住みやすい地域を実現するには、地域が置かれている状況を住民自身と行政が把握するとともに、その課題やニーズに対応していくため、地域で活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の担い手となる必要があります。

計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画をしていくことが大切です。

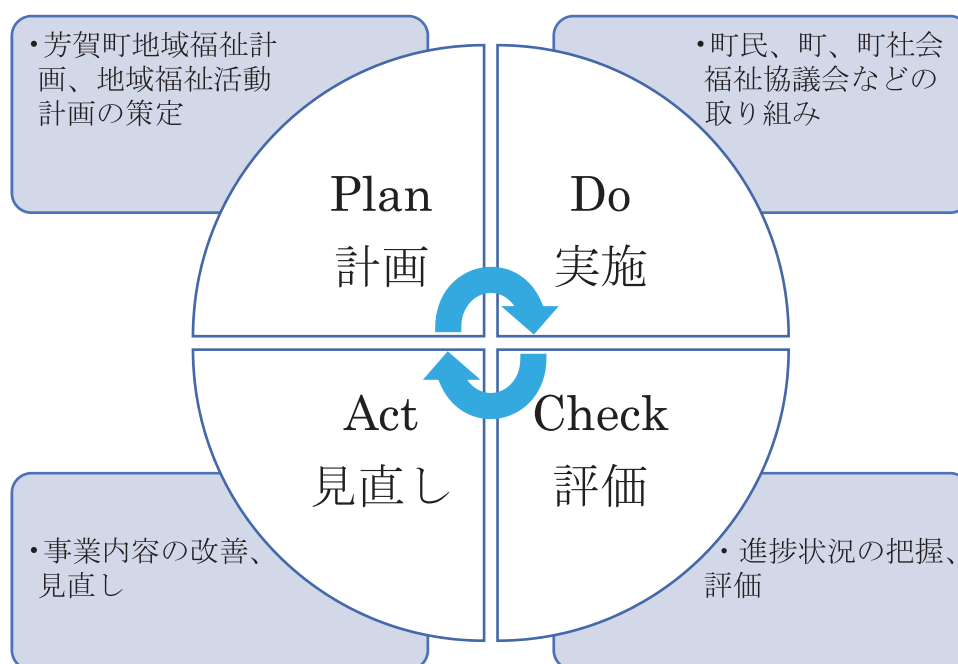
2. 計画の進捗管理・評価

本計画の進行管理については、計画に沿って事業が適切に実施されているかどうか、評価委員会を立ち上げ、年度ごとに進捗状況を把握し、目標に対する評価を実施します。

また、計画の着実な推進のため、PDCAサイクルを活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。

PDCA サイクル

計画をたて（Plan）、それを実行（Do）し、実行した結果を評価（Check）し、計画の改善・見直し（Act）を行うという一連の流れ



第6章 資料編

1. 設置要綱及び策定委員、検討部会委員名簿

(1) 芳賀町地域福祉計画策定委員会設置要綱

芳賀町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的推進を図る芳賀町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定を円滑に進めるため、芳賀町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の総合的な検討調整に関すること。
- (2) 計画の策定に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 前項に掲げるもののほか、計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 委員会に、具体的な実務の検討を行うため、検討部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民生活部健康福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

(2) 芳賀町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

芳賀町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人芳賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の今後の活動方針となる地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の案を策定するために、芳賀町地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動計画の調査及び研究に関すること。
- (2) 活動計画の案の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか活動計画の案の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、町の策定する地域福祉計画の整合性を図るため地域福祉計画策定委員を充て、本会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の案の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を統括し、策定委員を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を認め、その意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、活動計画の案を策定したときは、会長に報告するものとする。この場合において、会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

(検討部会)

第8条 策定委員会に、活動計画に基づく具体的な実務の作業検討を行うため芳賀町地域福祉活動計画策定検討部会（以下「検討部会」）を置く。

2 検討部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第9条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び識見を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、本会において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

(3) 芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿

芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員名簿		
任期 平成26年10月1日～平成27年3月31日 (敬称略)		
選任区分	団体名及び肩書等	氏 名
学識経験者	芳賀町議会教育民生常任委員会委員長	小林 俊夫
	国際医療福祉大学専任講師	大石 剛史
福祉関係団体等	芳賀町民生委員児童委員協議会会長	井本 正司
	芳賀町社会福祉協議会会長	岩村 誠
	芳賀町身体障害者福祉会会長	阿久津 克美
	芳賀町ボランティア連絡協議会会長	古谷 倭一
	高齢者施設代表	磯 孝
	障がい者施設代表	中村 慶彦
町民団体等	芳賀町自治会連合会会長	岡田 年弘
	芳賀町地域公民館連絡協議会会長	高橋 一彦
医療関係	芳賀町医師会	金谷 充招
教育行政関係	芳賀町こども育成課	渡辺 信夫
	芳賀町保育園	水沼 成子
	校長会代表	古塚 秀一
公募委員	公募委員	廣木 初江
	公募委員	柳沢 三壽
栃木県	県東健康福祉センター総務企画課長	橋本 裕二

(4) 芳賀町地域福祉計画策定検討部会設置要綱

芳賀町地域福祉計画策定検討部会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 芳賀町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、芳賀町地域福祉計画策定検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 芳賀町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）で検討する資料の作成
- (2) 委員会で検討する計画の素案の作成
- (3) 上記のほか、委員会から指示のあった作業
- (4) 委員会への作業結果の報告
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は部会員の互選とする。

3 部会員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 教育行政関係者
- (4) 公募による者
- (5) 各種団体関係者
- (6) 町職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めた者

(部会長及び副部会長)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその進行を行う。

(意見の聴取等)

第6条 部会長は、部会において必要があると認めるときは、部会員以外の出席を求め、その意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、住民生活部健康福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

(5) 芳賀町地域福祉活動計画策定検討部会設置要綱

芳賀町地域福祉活動計画策定検討部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、芳賀町地域福祉活動計画策定委員設置要綱第8条第2項の規定により芳賀町地域福祉活動計画策定検討部会（以下「検討部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 検討部会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 芳賀町地域福祉活動計画策定委員会で検討するための経過・報告等の資料作成
- (2) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討部会は、42名以内の会員をもって組織する。

2 会員は、次に掲げる者のうちから芳賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 社会福祉法人及び地域福祉関連の団体等の者
- (2) 行政関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか必要と認める者

(任期)

第4条 会員の任期は、業務の策定作業に係る業務の完了するときまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 検討部会に部会長及び副部会長を置き、会員の互選により選出する。

- 2 部会長は、会務を統括し、検討部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、会議に会員以外の者の出席を認め、その意見を聞くことができる。
- 3 部会長は、会議の結果を策定委員会の委員長に報告しなければならない。

(アドバイザー)

第7条 検討部会に、活動計画作業を進めるうえで助言等をするアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識と技術を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、本会で処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成26年10月1日から適用する。

(6) 芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討部会員名簿

芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定検討部会員名簿			
分類	No.	役職	氏名
安心・安全部会	1	民生委員	黒須 敏文
	2	老人クラブ	荷見 泰一
	3	ボランティア代表	佐山 美代子
	4	学童保育保護者	齊藤 弓子
	5	自治会	石下 光男
	6	まちづくり委員会	岡田 武
	7	小・中・高保護者代表	稲川 浩司
	8	総務課 地域安全対策係	稲川 英明
	9	消防団長	酒井 和夫
	10	駐在所	鈴木 隆博
障がい者部会	1	老人クラブ	齋藤 博
	2	身体障害者福祉会理事	佐々木 清美
	3	ボランティア代表	大井 彰
	4	障がい者施設代表	大木 一弘
	5	訪問介護員	山本 和子
	6	小学校保護者代表	菅谷 直敏
	7	NPO法人ぴよぴよ代表	加藤 均
	8	小・中・高保護者代表	中村 由美子
	9	芳賀地区障がい児・者相談支援センター	石崎 智
	10	公募	廣木 初江
高齢者部会	1	老人クラブ	山本 廣次
	2	サロンスタッフ	岩崎 時枝
	3	高齢者施設代表	高久 博子
	4	介護支援専門員	大塚 千恵子
	5	小・中・高保護者代表	古谷 康典
	6	高齢者支援課 介護保険係	滝口 浩子
	7	地域包括支援センター	矢口 富子
	8	生涯学習課 生涯学習係	大根田 淳一
	9	公募	柳沢 三壽
	10	社会福祉協議会	岩村 誠
子育て部会	1	主任児童委員	高松 まち子
	2	手をつなぐ親の会	水沼 方昭
	3	ボランティア代表	菅又 和也
	4	子育て支援センター	広田 マリ子
	5	保育園代表	大根田 裕子
	6	学童保育管理指導員	石川 浩子
	7	小学校保護者代表	山口 孝昭
	8	健康福祉課 保健師	星 紹子
	9	こども育成課 児童保育係	磯 ひろみ
	10	商工会青年部長	森 敦
	11	健康福祉課長	小林 しげ子
		アドバイザー	大石 剛史

(7) 住民アンケート

芳賀町の福祉のまちづくりに関するアンケート ご協力をお願い

町民の皆さまには、日ごろから地域福祉活動にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

少子高齢化が急激に進行し、核家族や高齢者世帯が増え、安心して豊かな生活が送れるか心配するところです。生涯、誰でも病気や介護、育児など手助けが必要な時があります。

そこで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町民・行政・福祉事業者などが連携しお互いに支え合う「地域福祉」の仕組みづくりを目指し、「芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定に向けて、取り組み始めたところです。

今回の調査は、計画策定に向け、「地域福祉」に対する町民の皆さんの考え方や意見をいただきたく、20～70歳代の中から無作為に1,000人を選ばせていただきました。なお、調査は無記名であり、統計的に処理しますので、個人が特定されることはありません。

お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケートの回答にご協力をお願いします。

平成26年6月6日

芳賀町長 豊田 征夫
芳賀町社会福祉協議会長 岩村 誠

◇ご記入にあたっての注意事項◇

- ① あて名の方ご本人がお答えください（ご家族と相談していただいても結構です）。
本人が記入できない場合は、ご家族の方が本人のお考えを聞きながらご記入ください。
- ② 回答は、あてはまる答えの番号を○で囲んでください。「その他」を選んだ場合は、その具体的な内容を（ ）の中に記入してください。
- ③ 設問により、「1つだけ○」「2つまで○」「複数回答可」などの回答方法が説明されていますのでご注意ください。
- ④ ご記入後は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れ、6月25日（水）までにポストにご投函ください。
- ⑤ ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

芳賀町住民生活部健康福祉課福祉係
電話 028-677-1112
平日 午前8時30分～午後5時15分

A. あなたのことについておうかがいします。

- 問1. あなたの年齢は、次のうちどれに当てはまりますか。
平成27年3月末の年齢でお答えください。
1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代 6. 70代
- 問2. あなたの性別はどちらですか。
1. 男性 2. 女性
- 問3. あなたの職業は、次のうちどれに当てはまりますか。
1. 学生 2. 農業 3. 会社員 4. 主婦 5. 公務員 6. 無職 7. その他
- 問4. あなたの通勤・通学先はどちらの市町ですか。
市・町

- 問5. あなたの家族の人数はあなたを含めて何人ですか。
人

- 問6. あなたのご家族の構成はどれに当てはまりますか。
1. 夫婦のみ 2. 親と子 3. 親と子と孫 4. 一人暮らし 5. その他 ()
- 問7. あなたの家族に支援や介護が必要な人はいますか。
1. いる 2. いない
- 問8. あなたの住まいの形態はどれに当てはまりますか。
1. 持ち家 2. 借家
- 問9. あなたは芳賀町に住んで通算何年になりますか。
年

I. 福祉についてお考えをおうかがいします。

- 問1. 福祉に関心がありますか？
1. ある 2. ない 3. わからない
- 問2. 関心のある福祉分野はどれですか？（複数回答可）
1. 障がい者 2. 高齢者 3. 子育て
4. ひとり親家庭 5. 虐待 6. 貧困
7. ボランティア 8. その他 ()
- 問3. 福祉サービスで知っているものを選んでください。（複数回答可）
1. 障がい者(児)サービス 2. 介護保険サービス 3. 配食サービス
4. ホームヘルパー 5. あすてらす※1 6. 緊急通報装置
7. 生きがいサロン 8. 保育園 9. 学童保育

※1 あすてらす… 障がいや認知症などの影響で、判断力が十分でない方の
金銭管理を代理で行うサービス

問4. 福祉サービスの情報はどこから入手していますか？（複数回答可）

- | | | |
|------------------|--------------|---------------|
| 1. 広報はが | 2. 町ホームページ | 3. 芳賀チャンネル |
| 4. 健康カレンダー | 5. 役場窓口 | 6. 社会福祉協議会広報誌 |
| 7. 社会福祉協議会ホームページ | 8. 社会福祉協議会窓口 | 9. 真岡新聞 |
| 10. その他新聞 | 11. その他（ | ） |

問5. 福祉のあり方について、どのように考えていますか？（1つだけ○）

1. 福祉とは、住民の協力や支え合いが必要なものである。
2. 福祉とは、県や町が行うものである。
3. 福祉とは、自分や親類家族で協力し解決するものである。
4. 福祉とは、（

II. 地域の福祉についてお考えをおうかがいします。

問6. 住んでいる地域は好きですか。

- | | | | |
|-------|---------|---------|-------|
| 1. 好き | 2. 少し好き | 3. 少し嫌い | 4. 嫌い |
|-------|---------|---------|-------|

問7. 自分の住んでいる地域の民生委員を知っていますか。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問8. 自治会は必要だと思いますか。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 必要だと思う | 2. 必要だと思わない |
|-----------|-------------|

問9. 地域の人との協調は必要だと思いますか。

- | | |
|-----------|-------------|
| 1. 必要だと思う | 2. 必要だと思わない |
|-----------|-------------|

問10. 近所の人とのお付き合いの程度はどの程度ありますか。

- | | | |
|---------|------------|-------------|
| 1. 毎日話す | 2. 週に何度か話す | 3. ほとんど話さない |
|---------|------------|-------------|

問11. 自治会活動や地域活動（公民館活動・行政区の活動）に昨年度はおおよそ何回くらい参加しましたか。

おおよそ（ ） 回

問12. 地域の問題、不満点や不足は何かありますか。（複数回答可）

- | | | |
|------------|------------|---------------|
| 1. 交通マナー | 2. ゴミ出しマナー | 3. 交流がない・少ない |
| 4. 子どもの見守り | 5. 高齢者の見守り | 6. 障がい者への理解不足 |
| 7. 犯罪増加 | 8. その他（ | ） |

問13. 地域での人とのかかわりについてどのように考えていますか。（1つだけ○）

1. 隣近所とのつきあいを大切にしたい
2. 人に頼らず、自分のことは自分でしたい
3. 地域とのかかわりは、あまり持ちたいと思わない
4. その他（

問14. 日常生活で、地域の人に手助けしてもらいたい（もらっている）ことは何ですか。

（複数回答可）

- | | | |
|------------|-----------|---------------|
| 1. 安否確認 | 2. 緊急時の通報 | 3. 通院や外出時の手助け |
| 4. 買い物 | 5. 話し相手 | 6. ごみ出し |
| 7. 子どもの預かり | 8. その他（ | ） |

問15. 日常生活で、地域の人に手助けできると思うことは何ですか。（複数回答可）

- | | | |
|------------|-----------|---------------|
| 1. 安否確認 | 2. 緊急時の通報 | 3. 通院や外出時の手助け |
| 4. 買い物 | 5. 話し相手 | 6. ごみ出し |
| 7. 子どもの預かり | 8. その他（ | ） |

III. 福祉サービスの内容と量についておうかがいします。

問16. 障がい者（児）福祉に関して充実する必要があると思うことは何ですか。

（複数回答可）

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1. 障がい福祉サービスの充実 | 2. 在宅支援の充実（医療体制の充実も含む） |
| 3. 就労や雇用の充実 | 4. 療育や教育の場の拡充 |
| 5. 相談窓口の充実 | 6. 社会福祉施設の充実 |
| 7. その他（ | ） |

問17. 高齢者の福祉に関して充実する必要があると思うことは何ですか。（複数回答可）

- | | |
|---|--------------------------|
| 1. 介護保険サービスの充実 | 2. 在宅支援の充実（見守り、友愛訪問※2など） |
| 3. 相談窓口の拡充 | 4. 社会福祉施設の拡充 |
| 5. 生きがい健康づくり（老人クラブ、生きがいサロン、介護予防教室など）の充実 | |
| 6. 就労や雇用の充実 | 7. その他（ |

問18. 子育てに関して充実する必要があると思うことは何ですか。（複数回答可）

- | | |
|---------------|--------------------------|
| 1. 保育園、幼稚園の充実 | 2. 学童保育の充実 |
| 3. 相談窓口の充実 | 4. 子育てサロン・ファミリーサポート事業の充実 |
| 5. 近所の人への支援 | 6. 緊急時等の一時預かり体制の充実 |
| 7. 医療機関の充実 | 8. 公園や遊び場の増加 |
| 9. その他（ | ） |

問19. 地域で安心して安全に生活するために充実する必要があると思うことは何ですか。

（複数回答可）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 声かけや見守り、友愛訪問※2など | 2. 地域住民の防犯意識の高揚 |
| 3. 防犯パトロールの実施 | 4. 災害情報の提供 |
| 5. 地震など災害時の支援体制の充実 | 6. 地域防災組織の充実 |
| 7. 地域消防団の充実 | 8. その他（ |

※2 友愛訪問… ひとり暮らしの高齢者などの家を地域のボランティアなどが定期的に訪問する活動

IV. ボランティア活動についておうかがいします。

問20. 「ボランティア」からどんなことをイメージしますか。(複数回答可)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 地域貢献 | 2. 生きがい |
| 3. 仲間づくり | 4. 奉仕活動 |
| 5. 自分の能力や経験をいかす | 6. 余暇を有効に活用する |
| 7. その他 (|) |

問21. 「ボランティア」と聞いて、どんな活動を連想しますか。(複数回答可)

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1. 高齢者に関する活動 | 2. 障がい者に関する活動 |
| 3. 子育てに関する活動 | 4. 青少年の健全育成に関する活動 |
| 5. 国際交流に関する活動 | 6. 募金・寄付 |
| 7. 文化・スポーツなど生涯学習に
関する支援 | 8. 自然・環境保護に関する活動 |
| 9. 防犯や防災など地域の安全を守る活動 | 10. 地域交流・まちづくりに関する活動 |
| 11. 人権・男女共同参画に関する活動 | 12. その他 (|

問22. 今後、ボランティア活動に参加したいですか。(1つだけ○)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 現在活動中 | 2. ぜひ参加したい |
| 3. 機会があれば参加したい | 4. あまり参加したいと思わない |
| 5. まったく参加したいと思わない | 6. わからない |

問23. 芳賀町のボランティア活動を活発にするために何が必要だと思いますか。
(特にあてはまるもの2つまで○)

- | | |
|------------|------------------|
| 1. 相談窓口の設置 | 2. ボランティア養成講座の開催 |
| 3. 福祉教育の充実 | 4. 活動資金の支援 |
| 5. PR活動の充実 | 6. その他 (|

V. ライフプラン(将来の生活設計)についてうかがいます。

問24. 将来も芳賀町に住みたいと思いますか。(1つだけ○)

- | | | | |
|-------|---------|------------|---------|
| 1. 思う | 2. 少し思う | 3. あまり思わない | 4. 思わない |
|-------|---------|------------|---------|

問25. 今後も芳賀町に住み続けるうえで、何を期待しますか。(複数回答可)

1. 高齢者・障がい者等の入所施設の整備
2. いつまでも在宅で生活を続けられるサービスの充実
3. 住民が共に支え合う仕組みの充実
4. 検診や健康教室など保健事業の充実
5. 医療の充実
6. 低所得者の支援
7. 福祉教室の充実
8. 保育や育児支援の充実

問26. あなたのご家族が介護が必要な状態になったらどうしようと思いますか。

(1つだけ○)

1. 家族だけで介護する
2. できるだけ家族で介護し、必要に応じてサービスを利用したい
3. できるだけサービスを利用して家族の負担を軽くしたい
4. 施設への入所を考える
5. わからない
6. その他 ()

VI. 社会福祉協議会についておうかがいします。

問27. 「社会福祉協議会」を知っていますか。(1つだけ○)

1. 名前も活動の内容もよく知っている
2. 名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない
3. 名前も場所も活動の内容もよく知らない

問28. 社会福祉協議会にどのようなことを期待しますか。(複数回答可)

1. 地域の助け合いの仕組みづくりとその充実
2. 相談体制の充実
3. 福祉に関する情報の収集と提供の充実(インターネット等を含む)
4. ボランティア活動の充実
5. 日常生活自立支援(権利擁護)事業や成年後見人制度の充実
6. 訪問介護等の介護保険サービス・障がい福祉サービスの充実
7. 地域福祉に関する講習会や講演会などの啓発活動
8. 生活困窮者への支援
9. 子どもや子育てをする親への支援
10. 地域で活動する団体への支援
11. その他 ()

※芳賀町社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体です。

VII. そのほか地域福祉についてご意見・ご要望があれば、ご記入ください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

芳賀町地域福祉計画・地域福祉活動計画（第1次）

発行年月：平成27年3月

発行・編集：芳賀町 健康福祉課

社会福祉法人 芳賀町社会福祉協議会

■ 芳賀町 健康福祉課

所在地：〒321-3392 芳賀郡芳賀町祖母井1020

電話：(028)677-1112 FAX：(028)677-2716

URL <http://www.town.haga.tochigi.jp>

■ 社会福祉法人 芳賀町社会福祉協議会

所在地：〒321-3307 芳賀郡芳賀町祖母井南一丁目6番地1

電話：(028)677-4711 FAX：(028)677-4732

URL <http://schit.net/hagamachi-shakyo/>